



亀山市景観計画に定める 景観形成基準解説書

Kameyama City Landscape Guideline

平成23年9月
亀山市



亀山市景観計画に定める景観形成基準解説書

目次

はじめに	1
0－1 解説書の目的	3
0－2 解説書の構成	3
0－3 景観計画区域の地区区分	4
 第1章 届出が必要な行為及び規模	17
1－1 届出対象行為	19
1－2 届出対象の除外となる行為	22
1－3 特定届出対象行為	22
 第2章 景観形成基準の解説	23
①建築物及び工作物に関する景観形成基準の解説 ～一般地区～	25
②建築物及び工作物に関する景観形成基準の解説 ～景観形成推進地区～	53
③建築物及び工作物に関する景観形成基準の解説 ～景観重点地区～	61
④開発行為・土地の形質の変更等に関する景観形成基準の解説	67
 第3章 亀山市の眺望景観保全	77
3－1 亀山市の眺望景観について	79
3－2 景観重点地区の眺望景観保全に関する検討の流れ	81
3－3 景観シミュレーションの実施方法	82
 資 料	85
■亀山城下町及び東海道沿道における町並みの特徴	87
■市内の主要な視点場の例	93
■景観形成に関連する各種法令による規制範囲図	99

はじめに

0-1 解説書の目的

亀山市は、鈴鹿山脈とその麓に広がる丘陵部の緑や歴史的町並み、さらには、河川沿いに広がる田園地帯と農村集落とが一体となった美しく魅力ある景観を有しています。こうした景観を市民共通の資産として保全していくとともに、これらを活かし安らぎや潤いを感じることのできる景観を創出していくために平成23年6月に『亀山市景観計画』を策定しました。

本書は、計画内の「第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項」に定める景観形成基準を図や写真などを用いて視覚的に解説したもので、市民・事業者等の皆さんが建築行為等の届出を行う際に活用して頂くことを目的としています。

※本書は、各景観形成基準の項目に対して例示を用い解説したものとなっており、景観形成基準に対する全ての配慮事項を記載したものではありません。

0-2 解説書の構成

本解説書の構成は以下のようになっています。

章		概 要	頁
第1章	届出が必要な行為及び規模	届出が必要となる行為（届出対象行為）の種類及び規模について、図を用いて解説しています。	P.17
第2章	景観形成基準の解説	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区別の各基準の「基準のねらい」及び「具体的な配慮事項」を解説しています。 ◆基準のねらいでは、基準を設定した目的や趣旨を解説しています。 ◆「具体的な配慮事項」では、図や写真を用いながら、具体的に配慮して頂きたい内容をわかりやすく例示しています。	P.23
第3章	亀山市の眺望景観保全	本市における眺望景観の分類及び選定した主要な視対象を示すとともに、景観重点地区では、景観シミュレーションの実施方法の流れについて解説しています。	P.77

0-3 景観計画区域の地区区分

亀山市景観計画では、本市の良好な景観形成を図っていくために市全域を景観計画区域としています。

さらに、各地域の個性ある景観を活かし、地域のまとまりを感じることのできる景観形成に取り組んでいくとともに、自然、歴史・文化景観といった地域の個性を色濃く残す地区やそれらを眺めることのできる地区についてはより積極的な景観形成を図っていきます。

このため、景観計画区域を以下の「一般地区」、「景観形成推進地区」、「景観重点地区」に区分し、各地区において景観の保全・創出を図っていきます。

一般地区

景観計画区域の内、景観形成推進地区、景観重点地区に指定している範囲を除く地区を「一般地区」としています。

一般地区においては各地域のまとまりのある景観形成を図っていくために地区内を以下の3地域に区分しています。

市街地地域	台地上の市街地や沿道型の商業店舗、工業地等によって景観が構成されている地域
田園・集落地域	主に集落と河川沿いに広がる農地等によって景観が構成されている地域
山地・丘陵部地域	主に鈴鹿山脈と麓の丘陵部の緑によって景観が構成されている地域

景観形成推進地区

積極的に景観形成に取り組んでいくことにより本市の景観の特徴がより明確となる地区について、住民の意向を踏まえた上で「景観形成推進地区」として指定していきます。

現在、景観形成推進地区は以下の3地区となっています

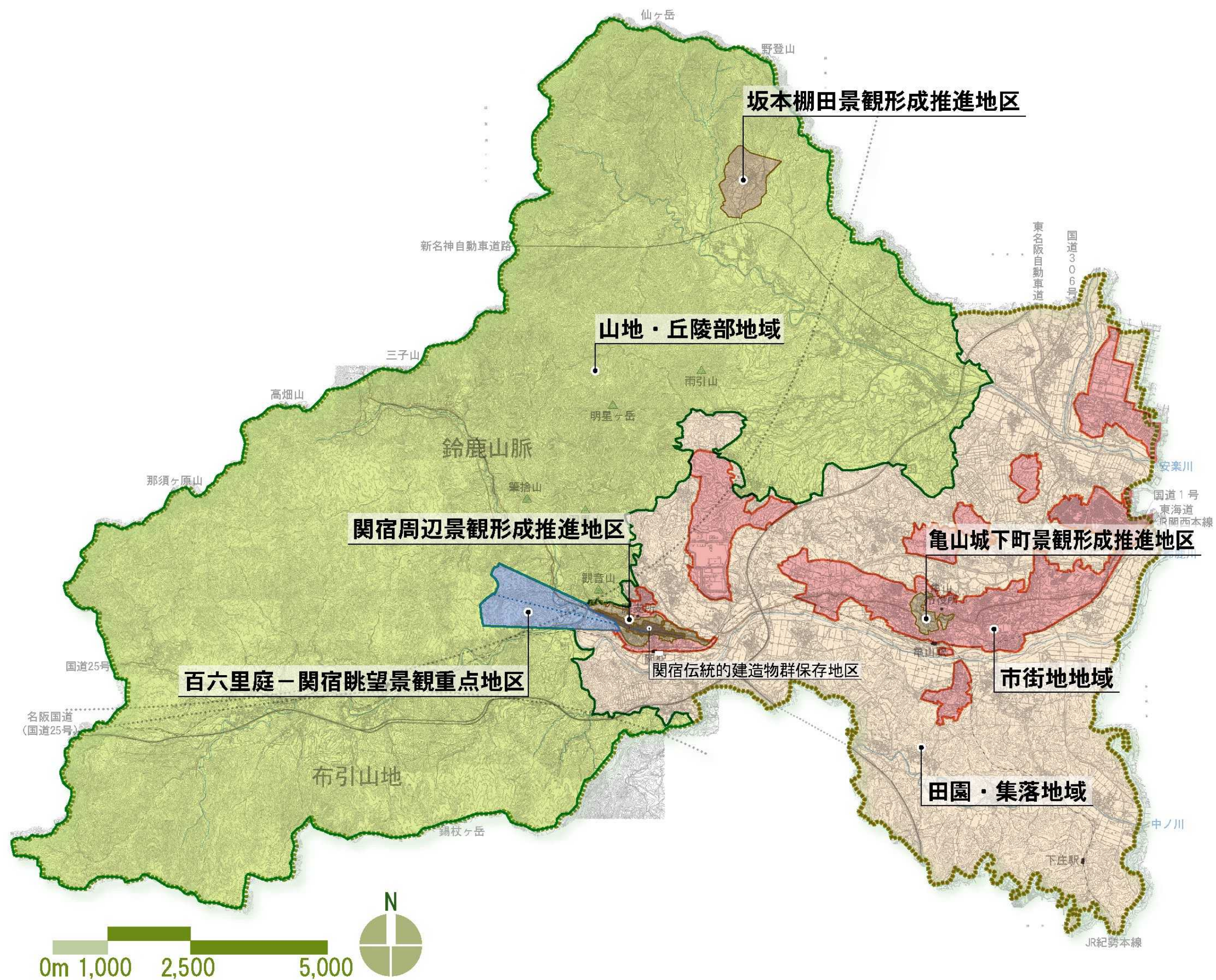
亀山城下町 景観形成推進地区	亀山城下町内において、城下町の風情が感じられるとともに、低層の住宅が大半を占め歴史的建造物が比較的多く残る地区
関宿周辺 景観形成推進地区	関宿周辺において低層の住宅が大半を占め、関宿の歴史的町並みと一体となった景観を形成している地区
坂本棚田 景観形成推進地区	日本の棚田百選に選定された坂本棚田と一体となった周辺の集落、鈴鹿山脈を含む地区

景観重点地区

景観形成推進地区よりも更に積極的に景観形成を図っていく地区や自然、歴史・文化景観における良好な眺望が残る地区について、住民の意向を踏まえた上で「景観重点地区」として指定していきます。

現在、景観重点地区は以下の1地区となっています。

百六里庭－関宿 眺望景観重点地区	関宿内の百六里庭（眺関亭）から眺めることのできる歴史的町並みと背景の鈴鹿山脈が一体となっている良好な眺望景観 眺望景観の中央に関宿の中心的な建造物である地藏院が位置しています。
---------------------	---

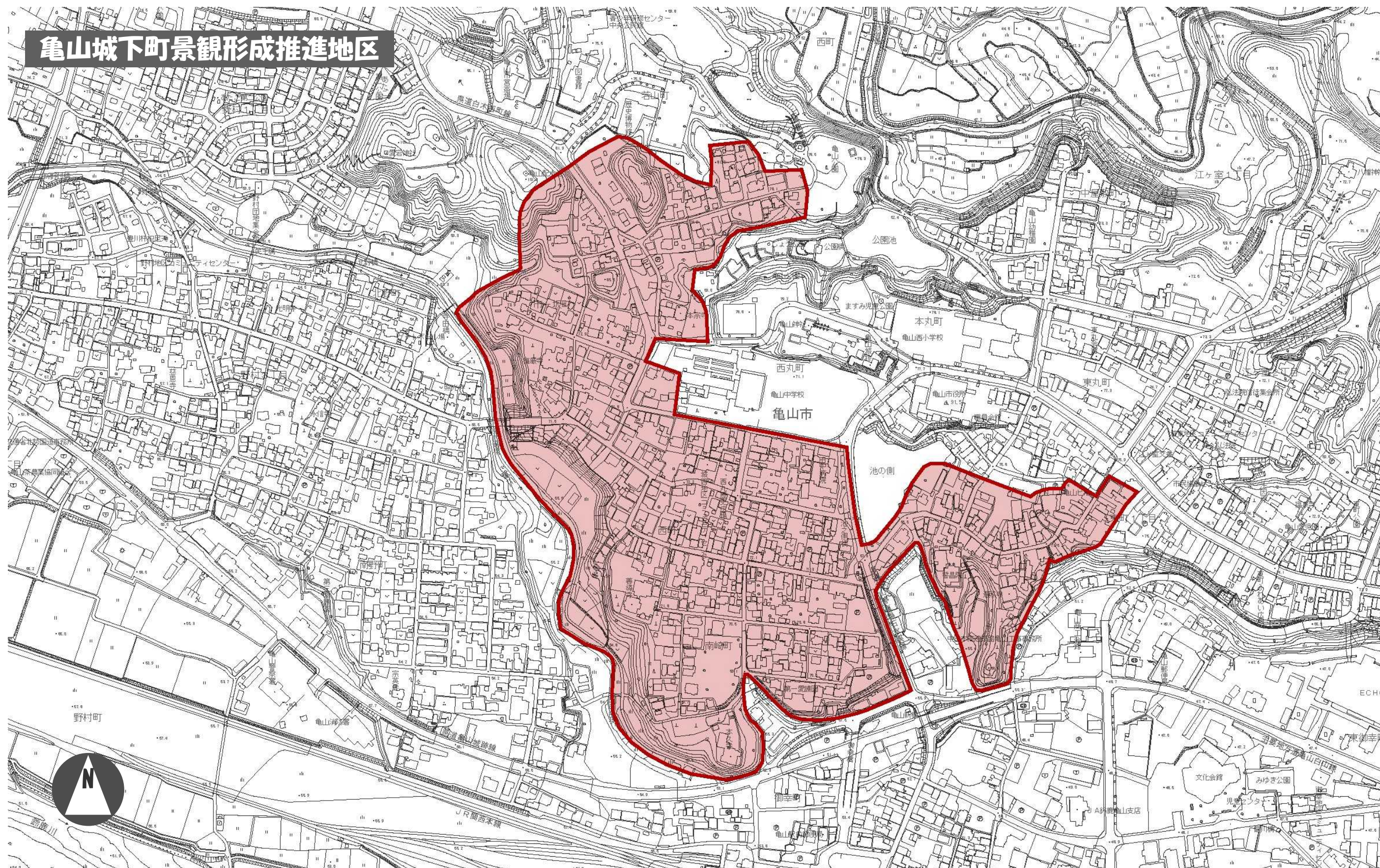


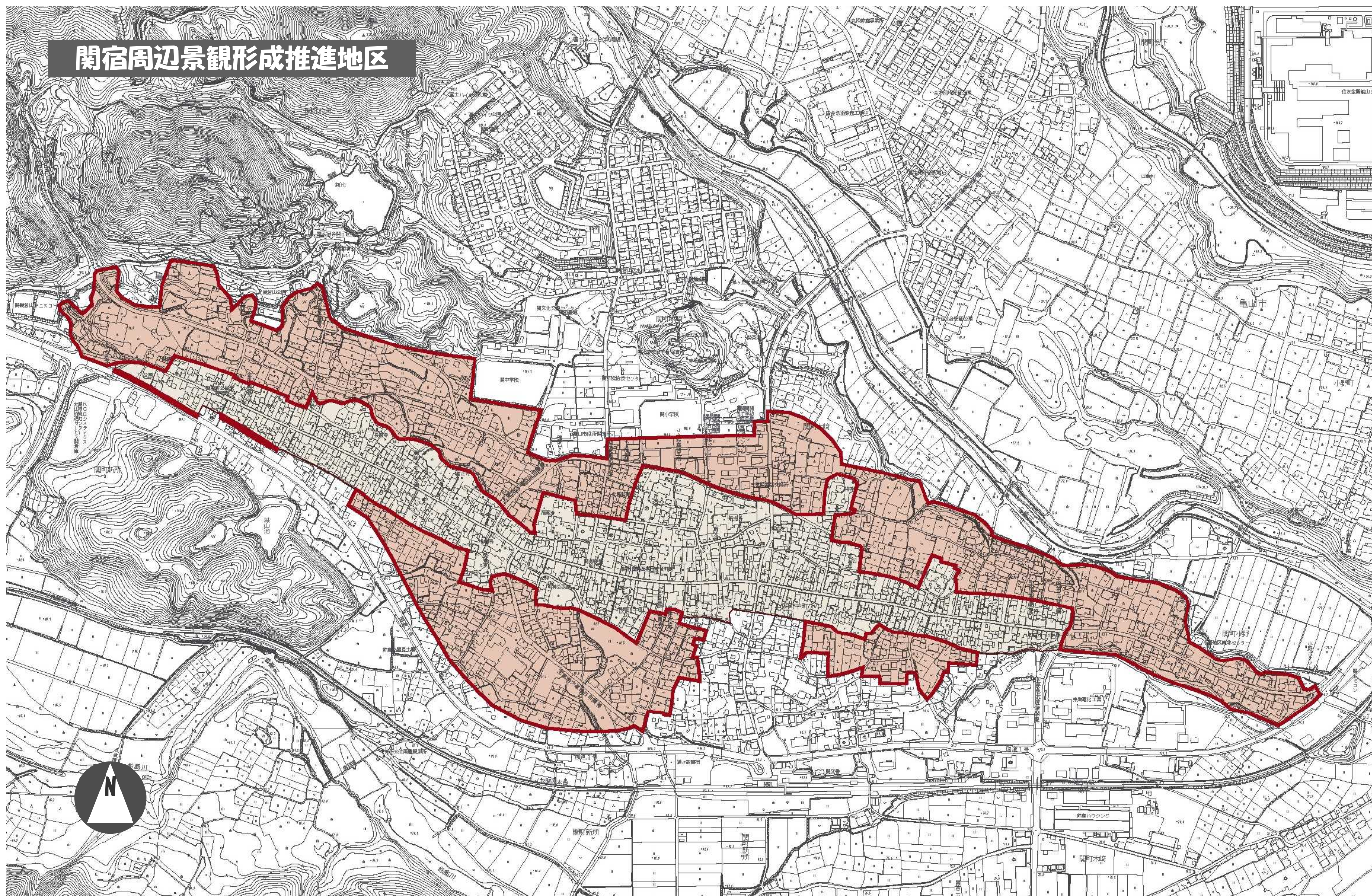
【各地区の範囲】

景観計画区域の内、一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区の各範囲は以下のとおりです。

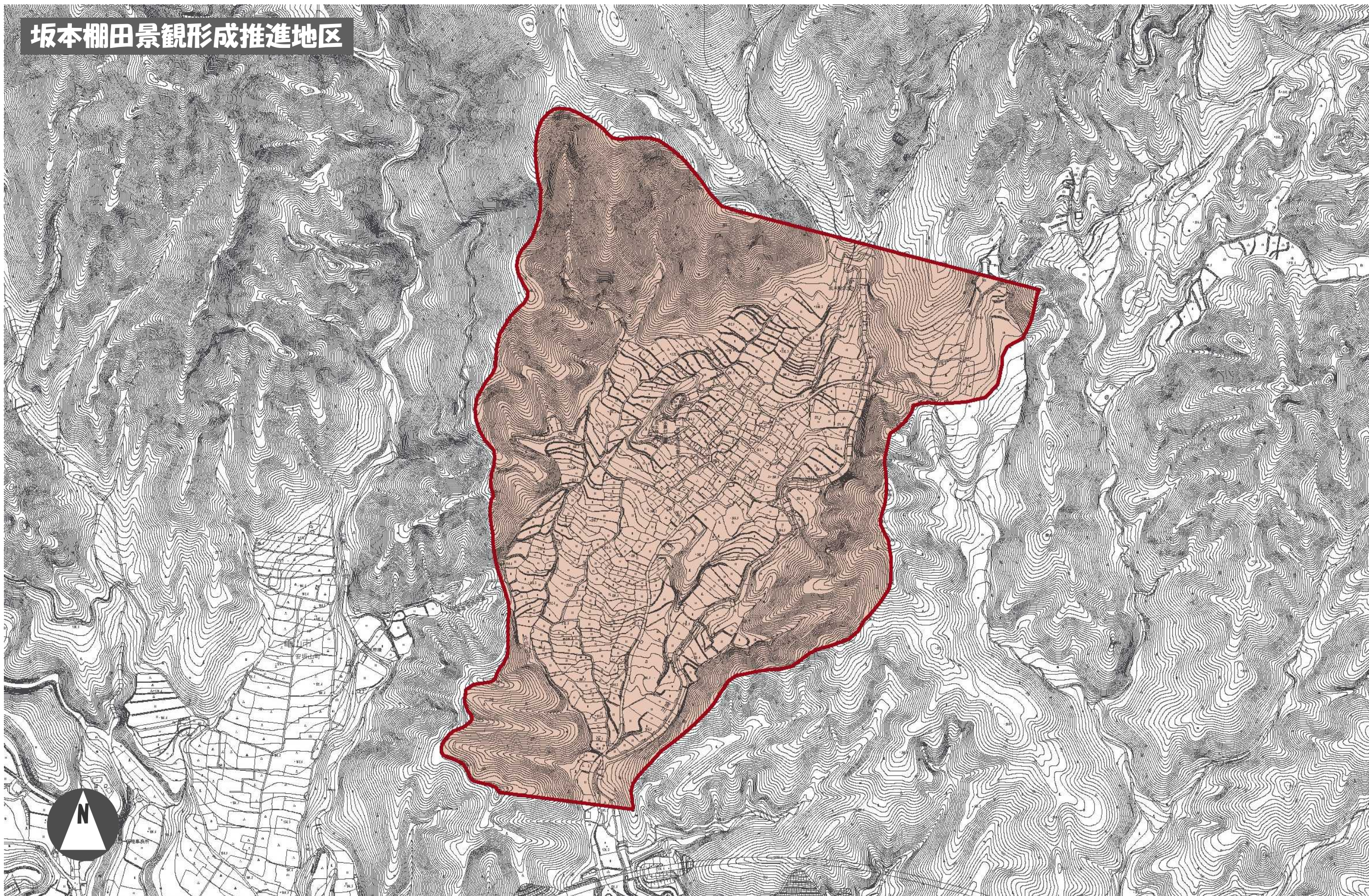
一 般 地 区	市街地地域	市内の用途地域指定がされている地域 及びその周辺において市街化が進行し ている地域	
	田園・集落地域	市内の都市計画区域内の市街地地域以 外の地域	
	山地・丘陵部地域	市内の都市計画区域外の地域	
景 観 形 成 推 進 地 区	亀山城下町 景観形成推進地区	西町・南崎町・市ヶ坂町・若山町及び 西丸町・東町の一部を含む地区	
	関宿周辺 景観形成推進地区	関宿周辺の第一種住居地域・第二種中 高層住居専用地域・工業地域の一部を 含む地区	
	坂本棚田 景観形成推進地区	坂本棚田及び周囲の鈴鹿山脈の尾根線 を含む地区	
景 観 重 点 地 区	百六里庭－関宿 眺望景観重点地区	地藏院を中心として、眺望可能な鈴鹿 山脈の尾根線によって囲まれた範囲	

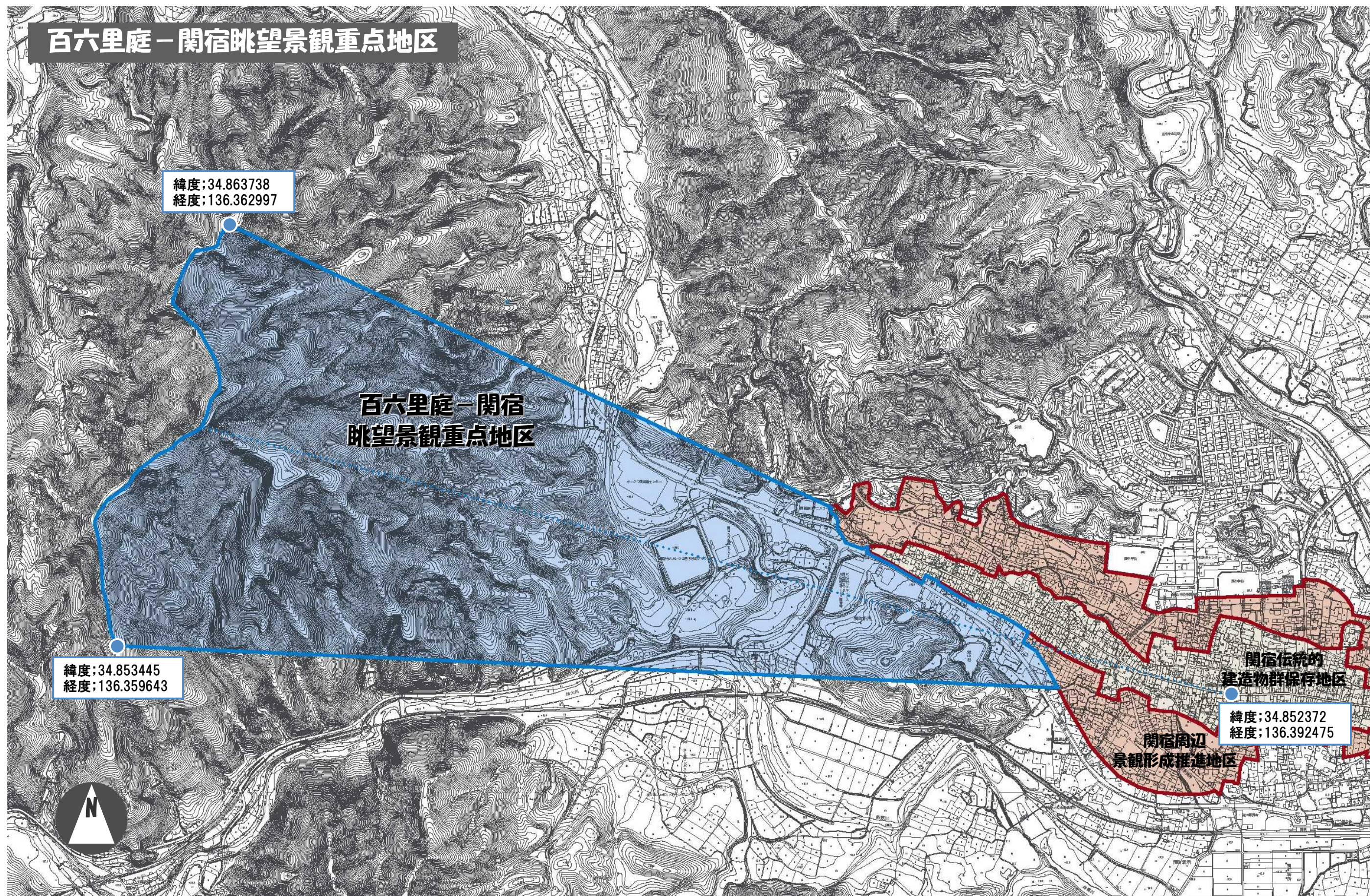
亀山城下町景観形成推進地区





坂本棚田景観形成推進地区





第1章

届出が必要な行為及び規模

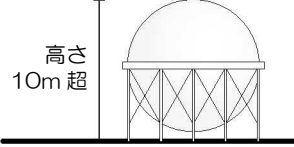
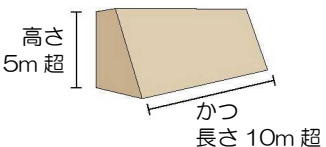
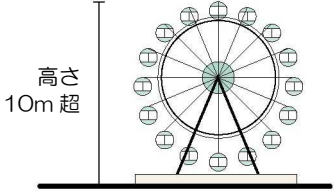
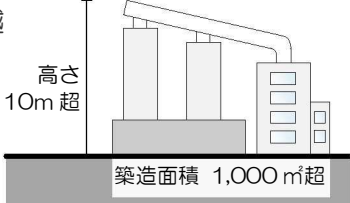
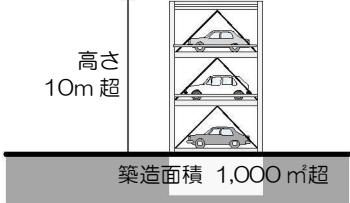
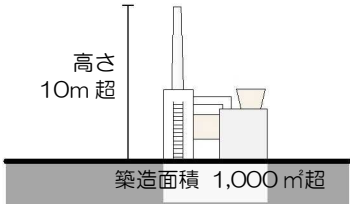
1-1 届出対象行為

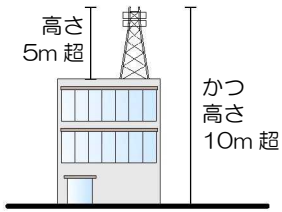
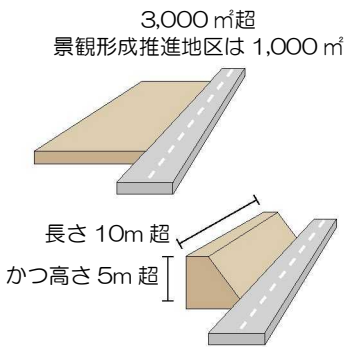
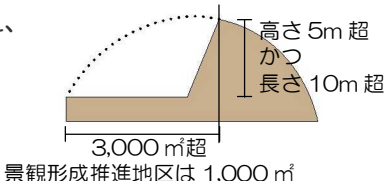
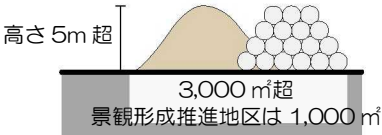
景観計画区域内において、以下に掲げる行為を行おうとした際には、届出が必要となり、景観形成基準に適合する必要があります。

項目	届出対象規模※1	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	一般地区 景観重点地区 百六里庭－関宿眺望景観重点地区 ■ 高さ 10m又は建築面積 500㎡を超えるもの 高さ 10m 超 建築面積 500㎡超	景観形成推進地区 ■ 全ての建築物※2
<div data-bbox="164 976 204 1951" data-kind="parent" data-rs="4">工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更</div> 煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。)その他これに類するもの	■ 高さ 10mを越えるもの 例；煙突	
<div data-kind="ghost"></div> 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの* <small>*については、P.21 参照</small>	■ 高さ 30mを越えるもの 例；高圧線鉄塔	高さ 30m 超
<div data-kind="ghost"></div> 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	■ 高さ 10mを越えるもの 例；携帯電話基地局	高さ 10m 超
<div data-kind="ghost"></div> 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	■ 高さ 10mを越えるもの 例；モニュメント	高さ 10m 超

※1：軽微な行為等で届出の除外となるものについては、P.22 参照

※2：同一敷地内で主要な用途となる建築物とは別に建築する倉庫等において、一般地区に掲げる届出の規模未満の建築物は除く

項目	届出対象規模
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	■ 高さ 10mを越えるもの 例；ガスタンク 
擁壁、さく、堀	■ 高さ 5mを超え、かつ長さ 10mを越えるもの 例；擁壁 
ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	■ 高さ 10mを越えるもの 例；観覧車 
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物	■ 高さ 10mを超えるもの 又は築造面積が 1000 m²を越えるもの 例；アスファルトプラント 
自動車車庫の用途に供する工作物	■ 高さ 10mを超えるもの 又は築造面積が 1000 m²を越えるもの 例；駐車場 
汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物	■ 高さ 10mを超えるもの 又は築造面積が 1000 m²を越えるもの 例；ごみ焼却場 

項目	届出対象規模
工 作 物 上記の工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	■ 建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ高さ10mを超えるもの *に掲げるものにあつては30mを超えるもの（P.19） 
その他の工作物 開発行為・土地の形質の変更	■ 高さ10mを超えるもの又は築造面積が1,000 m²を超えるもの ■ 行為に係る土地の面積が3,000 m²（景観形成推進地区は1,000 m²）を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの 
土石の採取、木竹の伐採	■ 行為に係る土地の面積が3,000 m²（景観形成推進地区は1,000 m²）を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの 
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	■ 行為に係る土地の面積が3,000 m²（景観形成推進地区は1,000 m²）を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの 

1-2 届出対象の除外となる行為

「■届出対象行為」の内、届出の適用除外となる行為は以下のとおりとなっています。

① 景観法第16条第7項各号に規定する行為

- 第1号 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 第2号 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 第3号 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- 第4号 景観計画に第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 第5号 景観重要公共施設について、第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 第6号 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 第7号 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第5号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 第8号 第61条第1項の景観地区内で行う建築物の建築等
- 第9号 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 第10号 地区計画等の区域、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- 第11号 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

② 上記、第11号に基づき亀山市景観条例で規定する以下の行為

1. 軽微な行為等
 - 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの
 - 建築物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
 - 工作物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの
2. 法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているもの
 - 森林法第10条の2第1項、第34条第2項
 - 自然公園法第9条各項、第10条各項、第13条第3項、第14条第3項、第56条第1項
 - 砂利採取法第16条の許可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可(一時的な利用に限る。)

1-3 特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は以下のとおりとなっています。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

第2章

景観形成基準の解説

～景観形成基準の解説の構成～

- ◆景観形成基準は、「建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更」、「開発行為・土地の形質の変更」、「土石の採取、木竹の伐採」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」の各届出対象行為について定められています。
- ◆「景観形成推進地区」、「景観重点地区」では、「建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更」において「一般地区」の景観形成基準に各地区独自の基準が追加されています。
- ◆「開発行為・土地の形質の変更」、「土石の採取、木竹の伐採」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」については、全地区共通の基準となっています。

- ◆景観形成基準の解説の各頁は、項目ごとに「景観形成基準」、「基準のねらい」、「具体的な配慮事項」によって構成されています。



建築物及び工作物に関する景観形成基準の解説

～ 一 般 地 区 ～



1 建築物及び工作物

一般地区の景観形成基準

項目	景観形成基準	地域区分			掲載頁
		市	田	山	
配置・規模	A) 周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	●	●	●	—
	① 配置・規模				
	(a) 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないように配慮した配置及び規模とすること。	●	●	●	28
	(b) 山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。	—	●	●	29
	(c) 行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。	●	●	●	30
	(d) 行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	●	●	●	31
	② 壁面の位置				
	A) 壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	●	●	●	—
	(a) 壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。	●	●	—	32
	(b) 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	●	●	●	33
形態・意匠	A) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	●	●	●	—
	③ 形態・意匠				
	(a) 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないように配慮した形態及び外観とすること。	●	●	●	34
	(b) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。	●	●	—	35
	(c) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。	●	●	●	36
	(d) 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。	●	●	●	37
	(e) 道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。	●	—	—	38
	(f) 商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。	●	—	—	39

項目		景観形成基準		地域区分			掲載頁		
		市	田	山					
形態・意匠	④ 色彩	A) 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。			●	●	●	—	
		(a) 建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 20 分の1 未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。							
		表 1	色相	明度	彩度				
		外壁 基調色	OR～2.5Y	7以下	6以下	●	●	●	40
				—	3以下				
			2.6Y～10Y	7以下	4以下				
				8以下	3以下				
				—	2以下				
		その他	—	2以下（無彩色を含む）					
		屋根色	OR～2.5Y	7以下	6以下				
2.6Y～10Y	7以下		4以下						
その他	7以下		2以下（無彩色を含む）						
(b) アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。			●	●	●	44			
⑤ 素材	A) 周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。			●	●	●	—		
	(a) 年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。			●	●	●	45		
⑥ 外構・緑化	A) 行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。			●	●	●	—		
	(a) 植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。			●	●	●	46		
	(b) 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。			●	●	●	47		
	(c) 行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。			●	●	●	48		
	B) フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。			●	●	●	49		
	C) 屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。			●	●	●	50		
⑦ その他	A) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。			●	●	●	51		

1 配置・規模



基準 A) 周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。

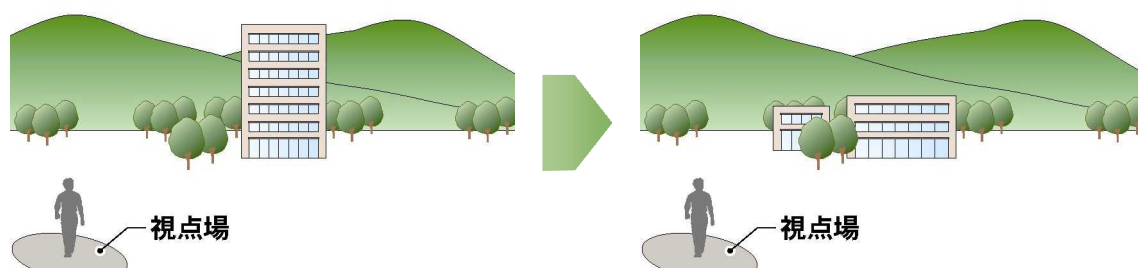
(a) 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。

【基準のねらい】

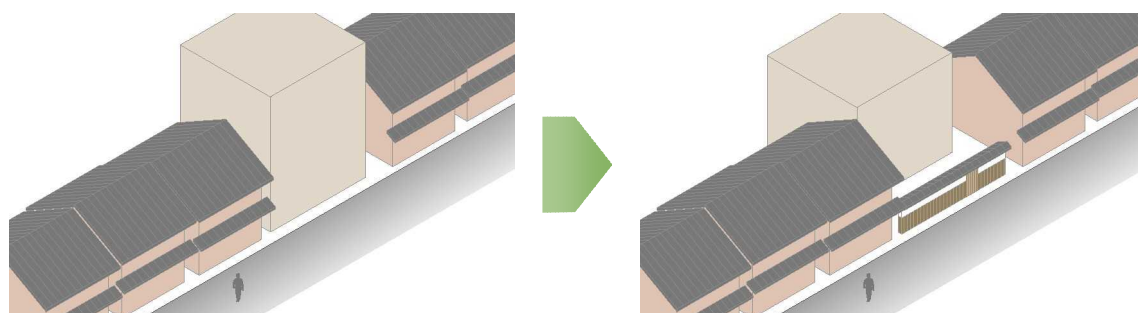
市内には、鈴鹿山脈、関宿・亀山城下町の町並み、坂本棚田といった魅力ある景観を眺めることのできる主要な視点場が位置しています。こうした魅力ある眺望を妨げないよう、近景、中景、遠景への影響を考慮し、建築物等の配置や規模を工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 山並みの稜線等を障害しない配置や規模とする。



■ 歴史的町並み等の連続性を障害しないような配置や規模とする。



● 背景の山並みと一体となったまとまりのある集落を形成している。(安坂山町)



● 配置や規模が連続した歴史的町並みを形成している。(関町木崎)

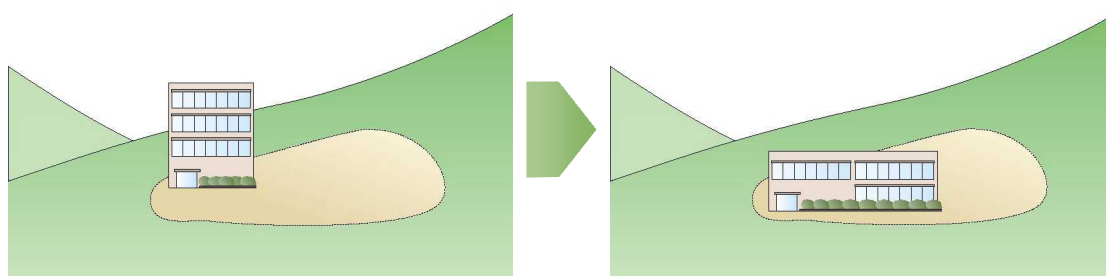
(b) 山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。

【基準のねらい】

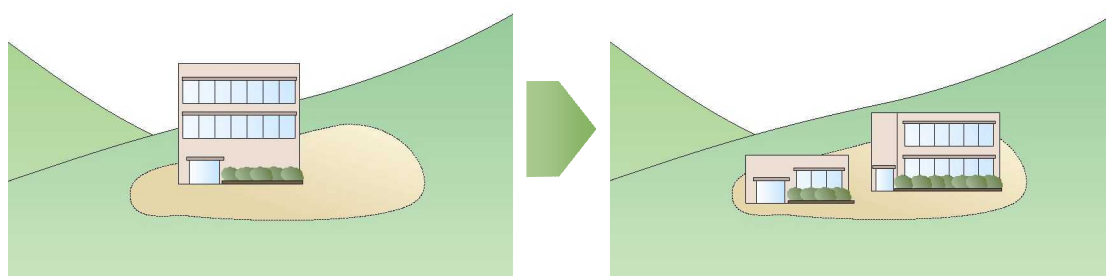
鈴鹿山脈や布引山地等の山並みは、市内の多くの良好な景観の背景を形成しており、自然景観の特徴となっています。これらの美しい山並みの稜線の連続性を損なわないよう建築物の配置や規模を工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 建築物等の高さを抑えるなど、山の稜線を超えないようにする。



■ 建築物を分棟化させ山の稜線を超えないようにする。



● 低層の建築物とし、山並みの稜線を超えないよう配慮している。(両尾町)



● 大規模建築物でも配置や高さを工夫し、山並みの稜線を超えないよう配慮している。(島根県出雲市)

1 配置・規模



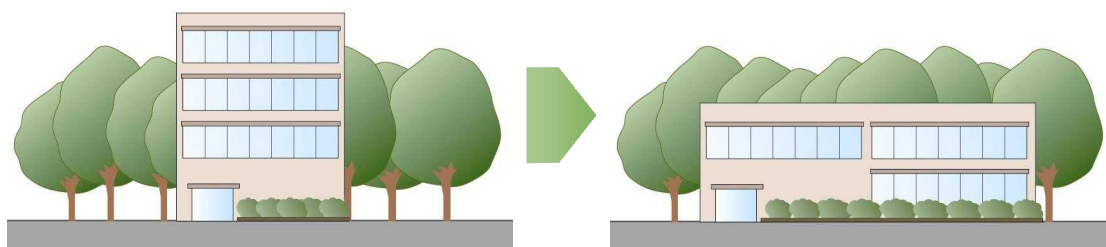
(c) 行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。

【基準のねらい】

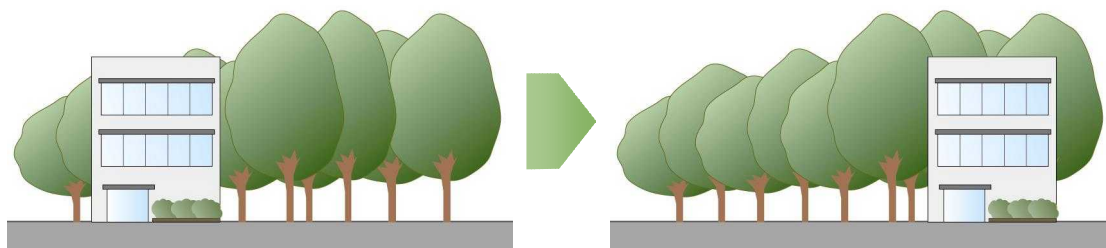
市内には、丘陵部や神社等にまとまった樹林が位置しており、周辺の市街地や集落とともに一体的な景観を形成しています。こうした特徴ある景観を損なわないようにするため、樹木の高さを越えないように工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■建築物等の高さは周辺の樹木の高さを超えないものとする。



■樹木の高さを超えてしまう場合は、配置を工夫するなどできる限り目立たないように配慮する。



●低層の建築物とし、背景のまとまりのある樹木の高さを超えないよう配慮している。(両尾町)



●敷地内の樹木とバランスのとれた建築物の高さとなるよう配慮している。(島根県倉吉市)

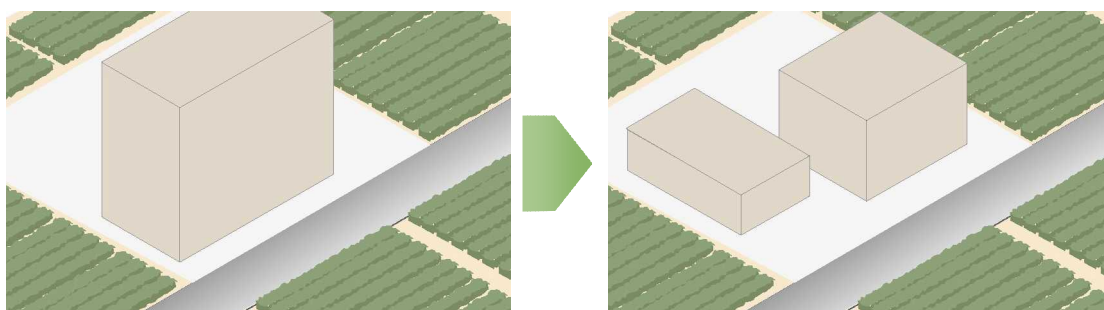
(d) 行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。

【基準のねらい】

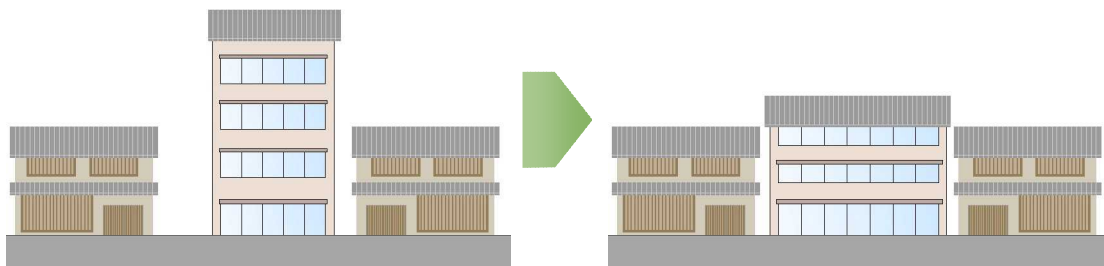
市内には、河川沿いに広がる田園風景や東海道、大和街道沿いの歴史的町並み、歴史的建造物といった貴重な景観資源が位置し、各地区においてまとまりのある景観を形成しています。こうした景観を保全していくために配置や規模を工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 建築物等は分棟化や高さを抑えるなど、まとまりのある農地に配慮した規模とする。



■ 歴史的町並みや集落等に配慮した配置や規模とする。



●まとまりのある農地と一体的な農村集落を形成している。(安坂山町)



●建築物の規模や配置を周辺の歴史的町並みに調和するよう配慮している。(岐阜県高山市)

② 壁面の位置



基準 A) 壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。

(a) 壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。

【基準のねらい】

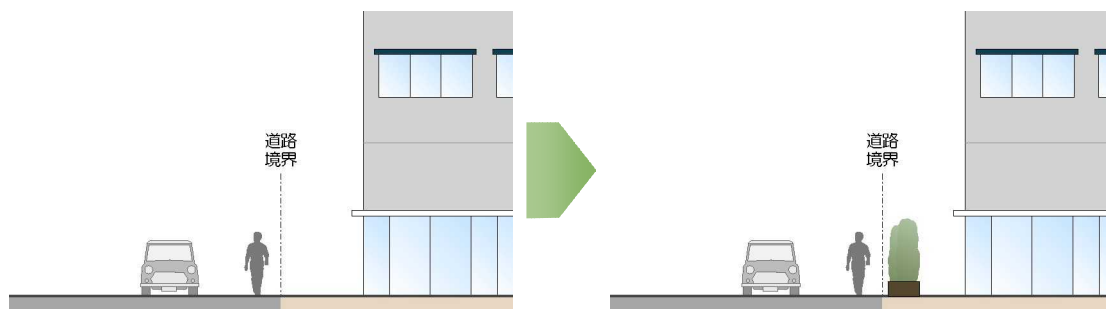
市街地等において建築物の壁面の位置を道路境界部に接して建てることにより、圧迫感等を与えてしまう場合があります。このため、壁面の位置は立地条件等を考慮し、道路境界部から後退させ、空間にゆとりや潤いを与えるよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 建築物等の規模を考慮し、歩行者等に圧迫感を与えない壁面位置とする。



■ 建築物が後退できない場合は、壁面の前面部に植栽を設ける。



● 前面道路から後退し、歩行者等の圧迫感を軽減するよう配慮している。(太岡寺町)



● 前面道路から後退し、道路境界部に緑化を行っている。(太岡寺町)

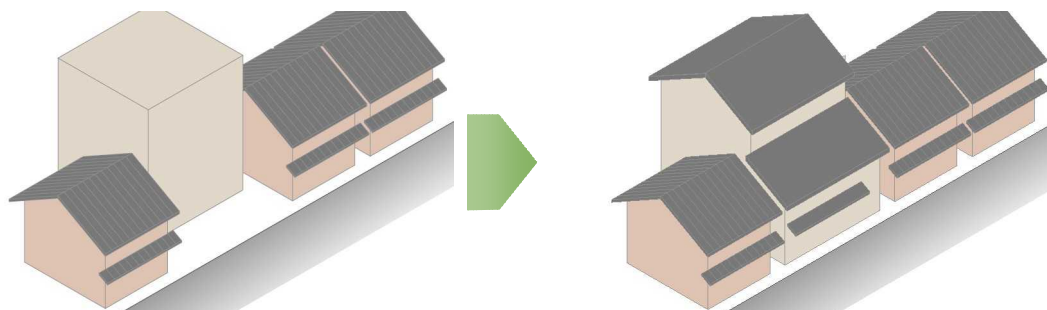
(b) 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。

【基準のねらい】

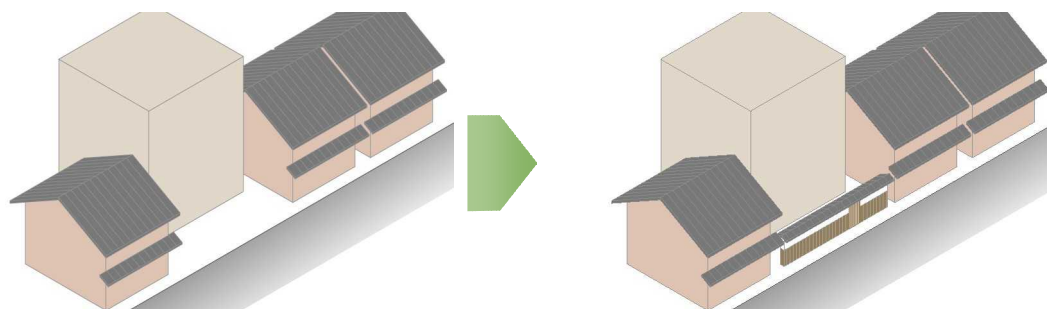
市内の東海道や大和街道沿道の歴史的町並み、農村集落等では、壁面の位置にまとまりがあり景観の連続性をつくりだしている場合があります。こうした地域では、景観のまとまりを受け継いでいくために、周辺と調和した壁面の位置となるよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■町並みの連続性に配慮した壁面の位置とする。



■町並みの連続性が確保できず後退させる場合は、連続性に配慮した門、塀、植栽等を設ける。



●板塀を設け、歴史的町並みの連続性に配慮している。(関町新所)



●低層部に和風の門、塀を設け、歴史的町並みの連続性に配慮している。(太岡寺町)

③ 形態・意匠



基準 A) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。

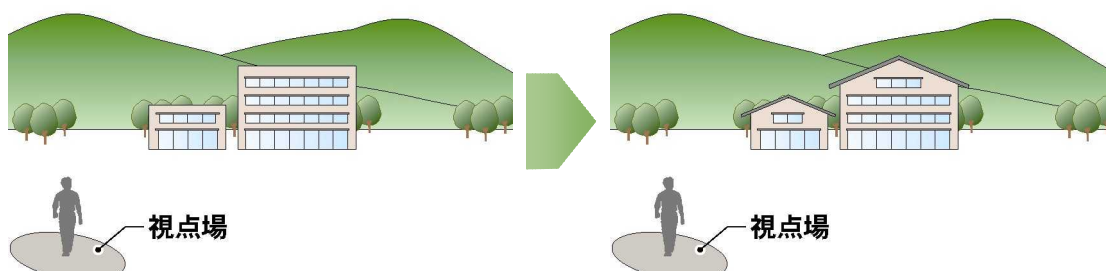
(a) 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。

【基準のねらい】

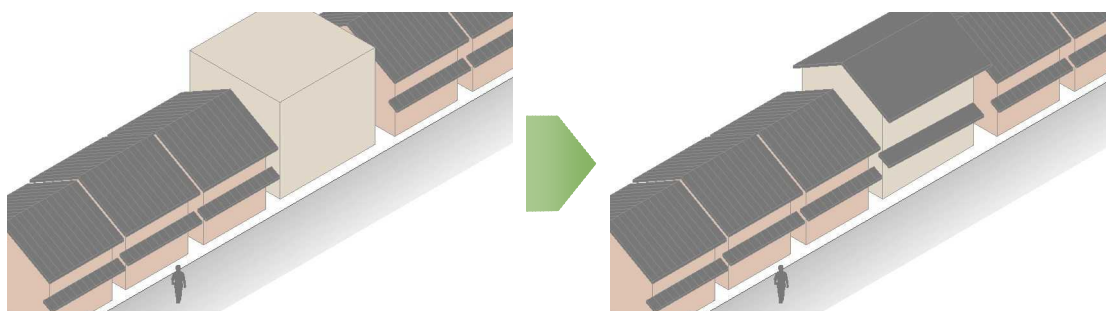
市内には、鈴鹿山脈、関宿・亀山城下町の町並み、坂本棚田といった魅力ある景観を眺めることのできる主要な視点場が位置しています。こうした魅力ある眺望を妨げないよう、近景、中景、遠景への影響を考慮し、建築物等の形態・意匠を工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 主要な視点場から自然景観への眺めに配慮し、山並みと調和した勾配屋根とする。



■ 主要な視点場から歴史・文化景観への眺めに配慮した形態・意匠とする。



● 勾配屋根等により、周囲の自然景観と一体となった景観を形成している。(安坂山町)



● 形態・意匠が統一された連続性のある歴史的町並みを形成している。(野村町)

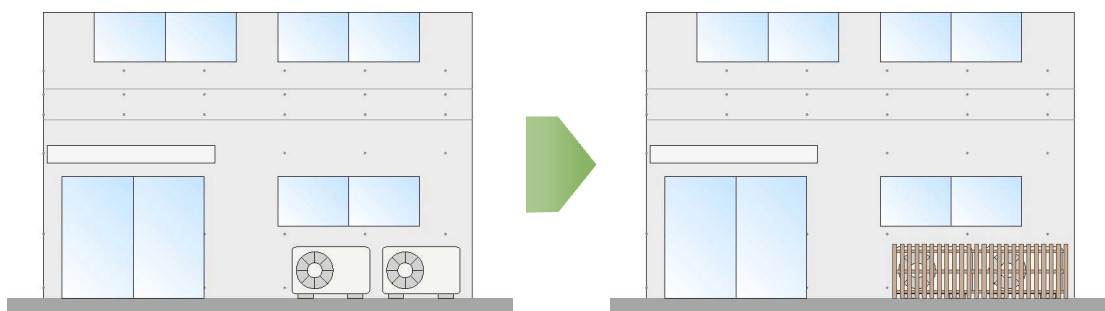
(b) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。

【基準のねらい】

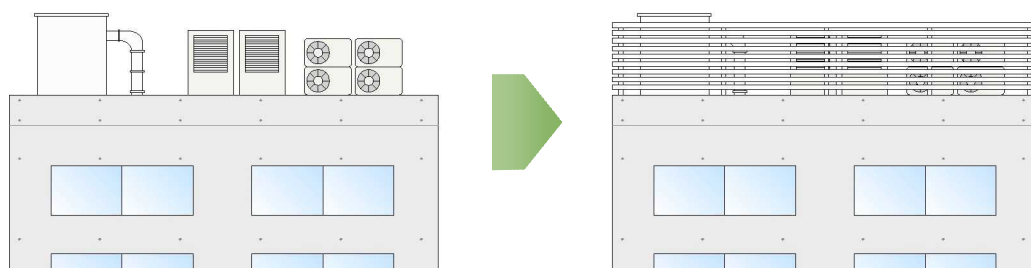
建築物に付帯する空調や電気等の設備は、その形態・意匠が建築物と異なることが多く、設置場所等によっては、建築物が繁雑となり、まとまりがなくなってしまう。このため、露出をさせず建築物との一体感ができるよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■道路に面して設ける屋外設備は見えない位置に設置するかルーバー等、目隠しをつくる。



■屋上に設ける屋外設備は、パラペットやルーバー等で覆い、目立たないようにする。



●室外機を木製の格子等で覆い、道路から見えにくくなるよう配慮している。(関町中町)



●室外機等をルーバーで覆い、道路から見えにくくなるよう配慮している。(愛知県名古屋市)

③ 形態・意匠



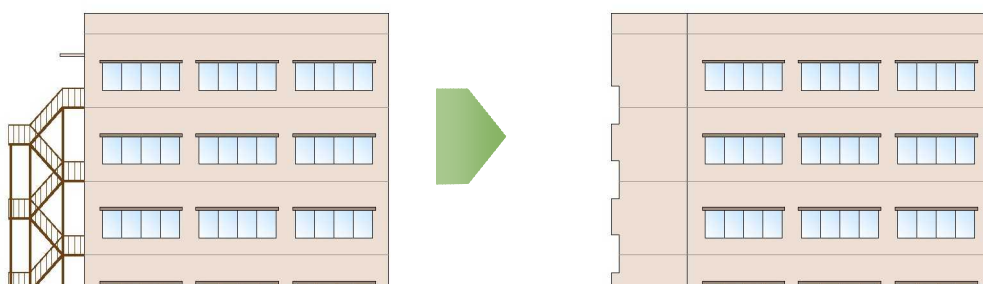
(c) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。

【基準のねらい】

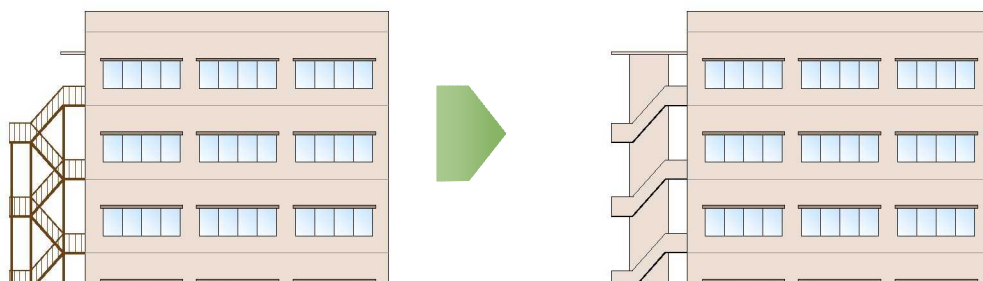
建築物に付帯する屋外階段、ベランダ等は、建築物本体との一体感がないと、全体が繁雑でまとまりのない景観となってしまいます。このため、建築物本体と一体感のある形態とすることや道路からなるべく見えないよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

- 屋外階段がむき出しにならないよう、建築物と一体的なデザインとする。



- 屋外階段やベランダ等の素材や色彩を建築物と同じものとする。



●屋外階段を建築物と一体化させ、目立たなくなるよう配慮している。(羽若町)



●屋外階段の素材や色彩を建築物の外壁と統一し、目立たなくなるよう配慮している。(亀田町)

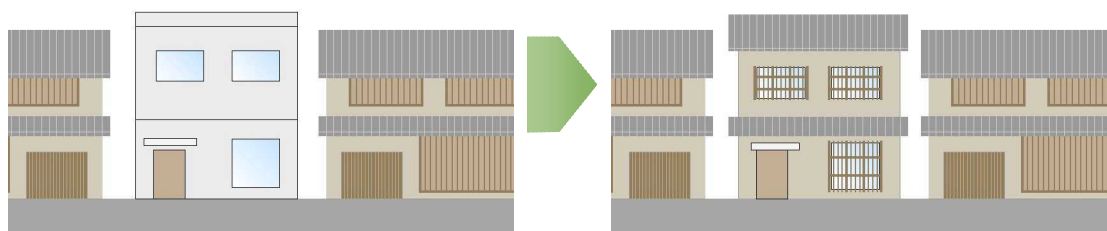
(d) 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。

【基準のねらい】

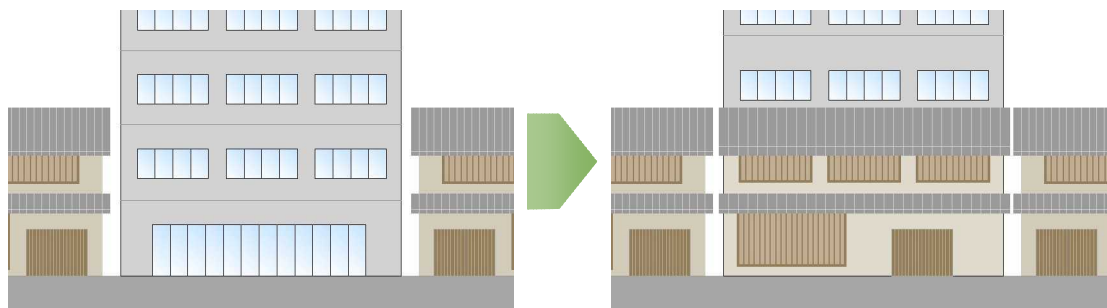
市内の東海道や大和街道沿道の歴史的町並み、農村集落等では、その地区の景観特性となっている形態・意匠をもつ建築物が建ち並んでいます。このため、良好な町並みを保全し、地域の景観のまとまりを受け継いでいくために、地区固有の形態・意匠と調和を図っていく必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 周辺の町並みに配慮した形態や外観とし、町並みの保全を図る。



■ 建築物全体が周辺の町並みに配慮できない場合は、低層部壁面の色彩統一や庇や格子等の使用により町並みの連続性を確保する。



● 形態や外観が周辺の歴史的町並みに調和するように配慮している。(関町木崎)



● 低層部の形態や外観を周辺の歴史的町並みと調和するように配慮している。(長野県長野市)

③ 形態・意匠

市

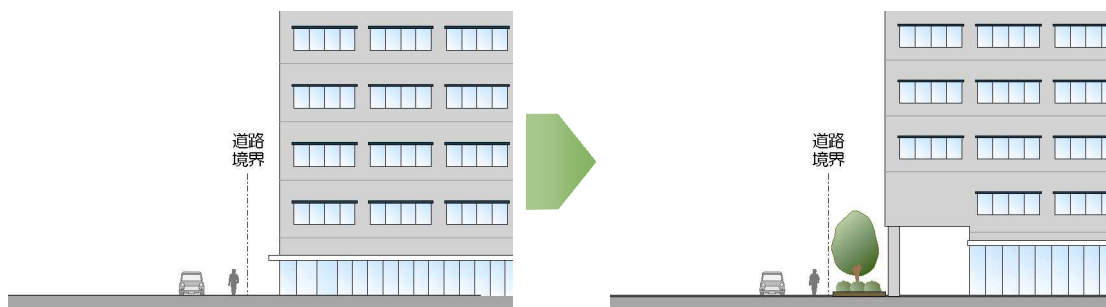
(e) 道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。

【基準のねらい】

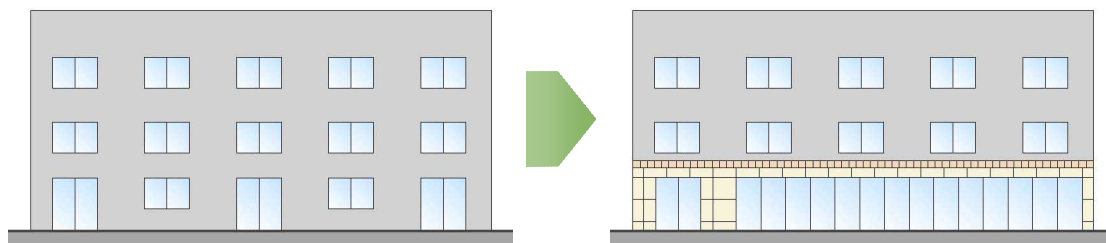
道路や公園等は多くの人が利用する空間となっているため、そこに近接する建築物等についても景観に与える影響が大きくなります。このため、道路や公園に接する部分の大きさや形態・意匠については利用者に圧迫感や威圧感を与えないよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■低層部を後退させるなど、歩行者等に圧迫感を与えないようにする。



■低層部の素材や落ち着いた色彩を用いることで、圧迫感や威圧感等を軽減させる。



●1階部をピロティとし、長大な壁面を生じないように配慮している。(東御幸町)



●開口部を多く設け、圧迫感や威圧感を軽減するように配慮している。(東御幸町)

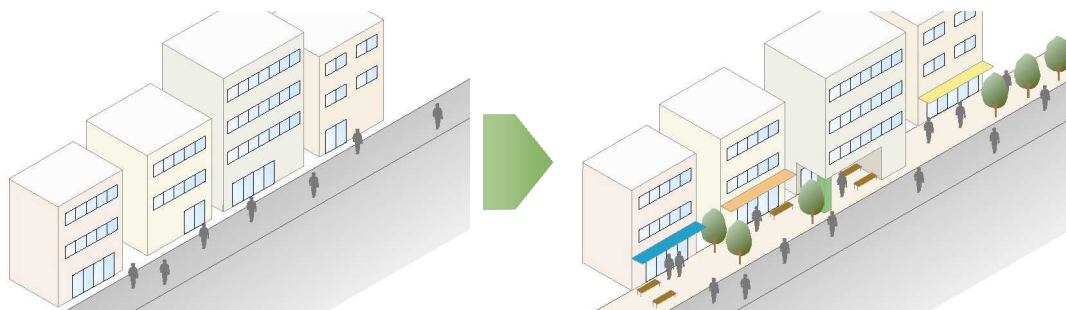
(f) 商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。

【基準のねらい】

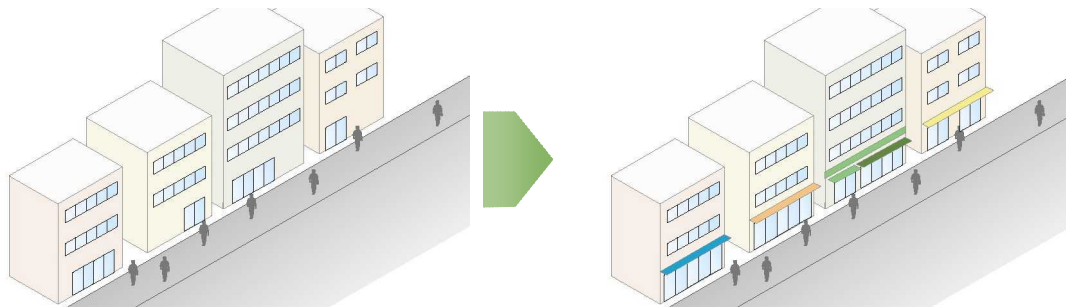
駅前や国道沿道の商業地は、多くの利用者が通行する空間となっています。このため、快適な商業地とするために、歩行者がゆとりや潤いを感じることのできる開放感のある空間や低層部の賑わいを感じることができる形態・意匠となるよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

- 建築物の前面にオープンスペースを設け、歩道との一体化や緑の配置等、ゆとりや開放感を確保する。



- 低層部を中心にショーウィンドウ等の開口部を大きくとり、通りの賑わいを演出する。



● 歩道と連続したオープンスペースを設け、ゆとりある空間を形成している。(長野県小布施町)



● 庇部分にアクセントとなる色彩を用いることで、賑わいを演出している。(御幸町)

④ 色彩



基準 A) 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。

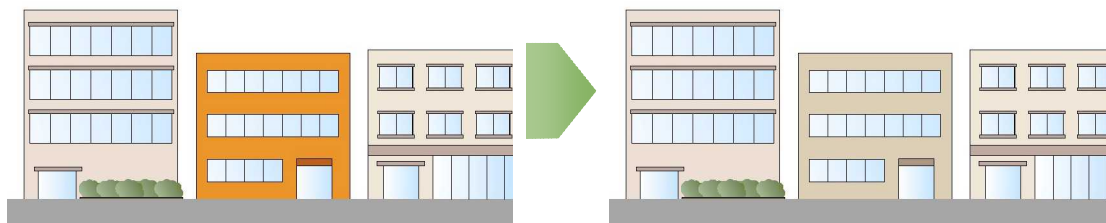
(a) 建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、表1 (P.41) のとおりとすること。
ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

【基準のねらい】

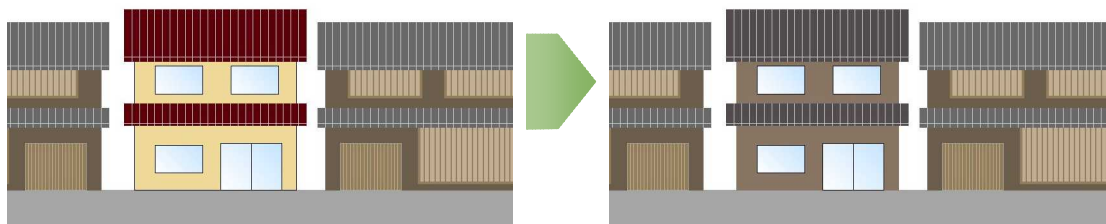
建築物等の色彩は景観に与える影響が大きく、周辺の町並みや自然景観と大きく異なる色彩を用いると、周辺と調和せず地域の景観のまとまりが損なわれてしまいます。このため、屋根や外壁の色彩はなるべく彩度、明度を抑え落ち着いた景観となるよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■高彩度の色彩は避け、地域のまとまりを感じることができる落ち着いた色彩とする。



■歴史的町並みにおいては周囲の町並みに配慮し、できる限り落ち着いた明度、彩度とする。



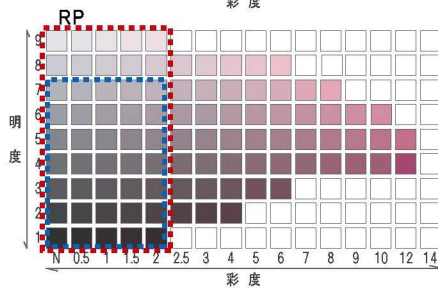
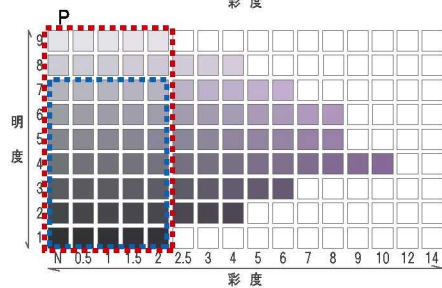
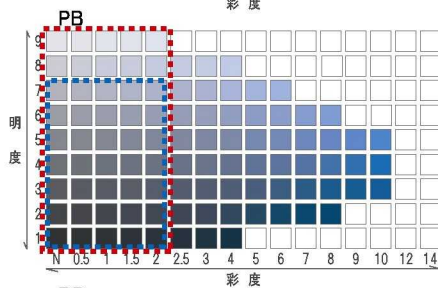
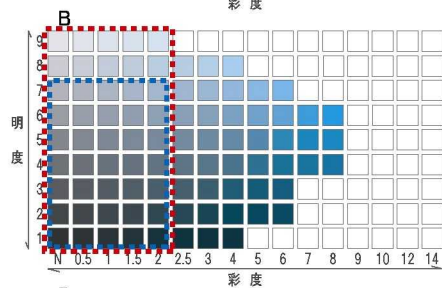
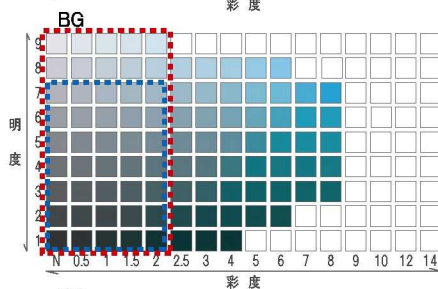
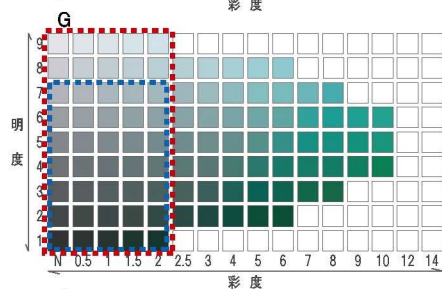
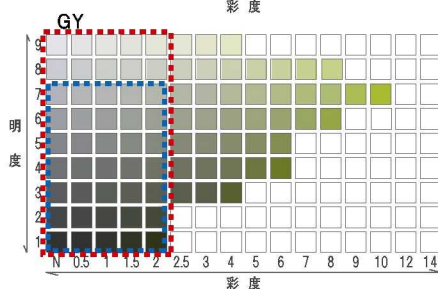
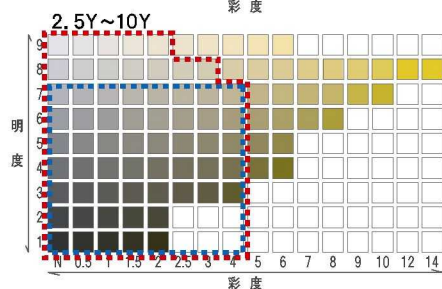
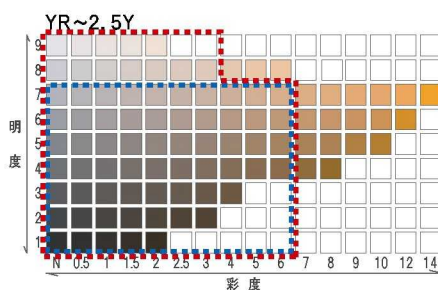
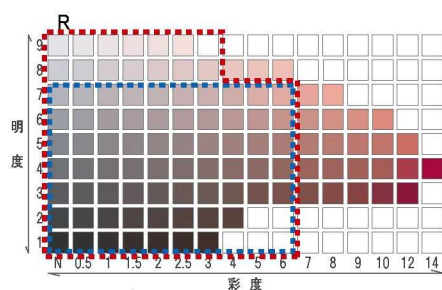
●低層部により低彩度な色彩を用い、落ち着いた景観を形成している。(野村町)



●無彩色の色彩を用い歴史的趣を感じさせ、落ち着いた景観を形成している。(羽若町)

【表1】

外壁基調色			屋根色		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
0R~2.5Y	7以下	6以下	0R~2.5Y	7以下	6以下
	—	3以下			
2.6Y~10Y	7以下	4以下	2.6Y~10Y	7以下	4以下
	8以下	3以下			
	—	2以下			
その他	—	2以下（無彩色を含む）	その他	7以下	2以下（無彩色を含む）



外壁基調色

屋根色

※百六里庭一閑宿眺望景観重点地区においては表2に該当

4 色彩



【基準の補足】

本市には、鈴鹿山脈や鈴鹿川等に代表される自然景観、旧東海道や関宿等に見られる歴史・文化景観、またみずほ台やみずきが丘等の住宅地、国道1号や306号沿道等の商業地、名阪亀山・関工業団地等の工業地等、様々な景観が各所に見られます。

これらの多様な景観は、地域により様々な表情を見せるとともに、地域の個性を形成しているものであることから、景観の形成にあたっては、それぞれの地域の特性に応じた取組みを進めていくことが必要です。特に、色彩は景観形成に大きな影響を与える要素の一つであることから、建築物を建築しようとする際等には、周囲の景観との調和等に配慮することが必要です。

前掲の「マンセル表色系」に基づく色彩の景観形成基準は、以下の良好な景観を形成している景観要素の代表的な色彩と調和することを基本に設定したものです。

市内の景観要素	色彩の傾向	現況写真
自然景観 (山、河川、農地等)	○稜線が霞む遠方の山並みから、足元に広がる田園まで、距離や時間、季節等により表情を変える自然的景観は、色相は広く分布するものの、明度は2～8程度、彩度は4程度以下に多くが位置しています。	
歴史・文化景観 (街道・歴史的町並み)	○歴史的な町並みの中であって、建築物等の多くが、木、土、石等の自然資源を用いることで、R、YR、Y、N系の色相が多く見られます。 ○時間の経過により趣が出た外壁等は、明度、彩度ともに低くなり、落ち着きや重厚感が増しています。	
住宅地	○純和風、和風モダン、スパニッシュ等の建築様式や新建材の普及により、YR、Y系の色相を基本としつつも、B系を用いる住宅もあります。 ○明度は8程度以上、彩度は2程度が多く見られ、明るい雰囲気となっています。	
商業地	○店舗や企業等では、イメージカラーや目立つ色彩を外壁等に用いることがあり、色相は広く分布しています。 ○明度や彩度は、比較的高いものが用いられる場合もあり、賑わいを演出する要素となっています。	
工業地	○新しい工業団地等に建つ大規模な工場等は、YR、Y系の色相を外壁に用いています。 ○明度は9以上、彩度は限りなく無彩色に近い値を用いて、周囲の景観との調和に配慮されている様子が伺われます。	

④ 色彩



【参考；色彩について】

色の3属性

目に見えるすべての色は、“色合い（＝色相）”“明るさ（＝明度）”“鮮やかさ（＝彩度）”の3つの要素で成り立っています。これを色の三属性といいます。

～色相（しきそう）～

赤、黄、緑、青などの色合いのことを色相といいます。

～明度（めいど）～

明るさの度合いを明度といいます。最も暗い色を“黒”、最も明るい色を“白”とし、低明度、中明度、高明度といった呼び方をします。低明度は暗い色、高明度は明るい色となります。

～彩度（さいど）～

同じ赤でも鮮やかな赤もあれば、くすんだ赤もあります。同じ色合いでも、鮮やかさによって、受ける色の印象が違います。このような鮮やかさの度合いを彩度といいます。

最も鮮やかな色（純色）へ白、黒を混ぜる量によって変化する鮮やかさの度合いが彩度です。色みのない白、灰色、黒を無彩色といい、それ以外の色はすべて有彩色といいます。

マンセル表色系

色の三属性を記号と数値に置き換えて表示する方法としてマンセル表色系があります。マンセル表色系はJIS（日本工業規格）などにも採用され、国際的な色の尺度として採用されています。マンセル表色系では、色の三属性について次のように表示しています。

～色相（しきそう）～

10種類の色相に区分し、さらに各色相を10等分して、合計100色相を設定しています。

【基本10色相】

基本5色相	R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）
+	
基本5色相の中間色相	YR（黄赤）、GY（黄緑）、BG（青緑）、PB（青紫）、RP（赤紫）

～明度（めいど）～

黒（反射率0%）を0、白（反射率100%）を10と設定し、その間の明るさが知覚的に等間隔となるように10段階に分割して数値で表します。

暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10近くなります。

～彩度（さいど）～

白、黒、灰色の無彩色を0とし、色みが増し鮮やかになるにしたがって、数値が増えていきます。

数値は知覚的に等間隔の差で並べてあります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤の純色（最も鮮やかな色）は彩度14、緑みの青の純色は彩度8となります。

～色の表示方法～

【有彩色】

読み方：ナナテン ゴアール メイドヨン サイドジ ユウジ
7.5 R 4 / 14
 色相 明度 彩度

【無彩色】

読み方：エヌ メイドヨン
N 4
 色相 明度

(b) アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。

【基準のねらい】

建築物の外壁等の大部分に用いる色彩とは別に一部分だけ異なる色彩を用いることは、景観にアクセントや変化をあたえ、賑わいの演出や圧迫感等の軽減に繋がります。しかし、使用する色彩の組合せや範囲等により景観を損なうことがあります。このため、配色等について十分検討し使用する必要があります。

【具体的な配慮事項】

- アクセント色を使用する場合は、建築物全体とのバランスを考慮する。



- コーポレートカラー等はアクセント色として使用し、周辺の景観との調和を図る。



● アクセント色を必要最低限に抑えている。
(栄町)



● アクセント色を必要最低限に抑えている。
(東御幸町)

⑤ 素材



基準 A) 周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。

(a) 年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。

【基準のねらい】

建築物等の外観に用いる素材は、時間の経過とともに、汚れや劣化等により、周辺の景観と馴染まなくなるものもあります。このため、汚れにくい素材や耐久性の高い素材、また、木材や石材等の自然素材といった時間の経過とともに趣を感じることでできる素材を使用する工夫が必要です。

【具体的な配慮事項】

■タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣がでる素材を使用する。

■劣化や汚れの防止のためにメンテナンスの容易な素材を使用する。

■石材、木材等の全面的な使用が困難な場合は、アクセントとして使用する。



●タイル張りを採用している。(亀田町)



●周囲の町並みとの連続性に配慮したタイル張りを採用している。(東町)



●木材を用いて、周囲の歴史的町並みに調和するように配慮している。(西町)



●低層部に石材を用いている。(小野町)

⑥ 外構・緑化



基準 A) 行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。

(a) 植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。

【基準のねらい】

行為地内の道路境界部をできる限り植栽することにより、建築物の圧迫感等の軽減に繋がります。その際に地域の景観特性や気候条件、土壌条件を把握し、周辺の樹木との調和や四季を演出できる樹種を選定することで、景観のまとまりや町並みに潤いをあたえるよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 植栽は、できる限り道路等から見える部分で行うことで、町並みにゆとりや潤いを与える。

■ 地域の景観特性等を考慮した上で、樹種を選定し周囲と調和した配置、樹高とする。

■ 植栽を行う場合は、できる限り四季を感じることでできる樹種とし町並みに彩りを与える。



● 緑や花等により潤いのある住宅地を形成している。(みずきが丘)



● 板塀の前に緑を配置し潤い感じさせている。(野村町)

【参考：四季を彩る植栽】

春の植栽		夏の植栽		秋の植栽		冬の植栽	
シモクレン		シャラノキ		ヤマボウシ		ツバキ	
コブシ		サルスベリ		カリン		モッコウ	
ライラック	など	フヨウ	など	キンモクセイ	など	ピラカンサ	など

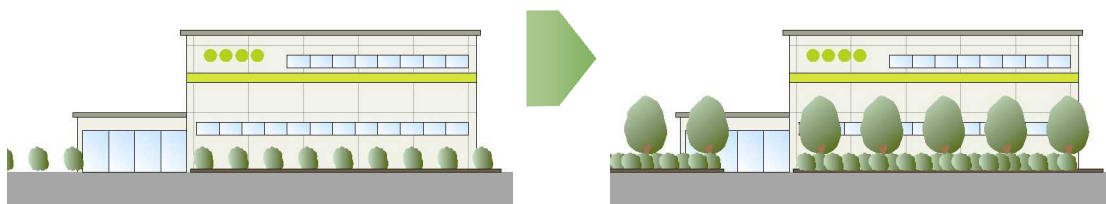
(b) 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。

【基準のねらい】

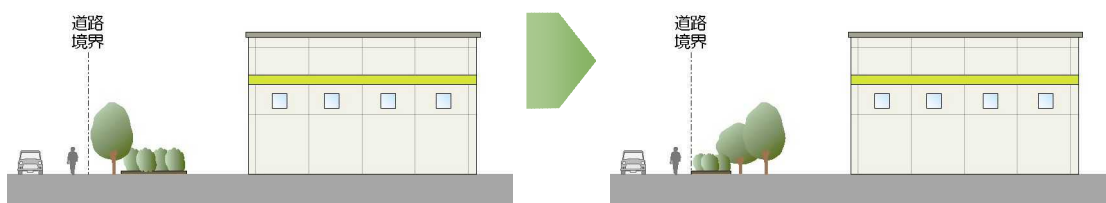
工業地内の大規模な工場の周辺に植樹することは建築物の圧迫感や威圧感の軽減に繋がります。しかし、樹木の量や配置によっては周囲に暗いイメージを与えるおそれがあります。このため、樹木を配置する際には、樹種、樹高に配慮する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■道路境界部には、緑地帯等の緩衝地帯を設け、ゆとりある空間とする。



■樹種や樹高のバランスを考慮し、周辺への圧迫感を軽減する植栽の配置とする。



●緑地帯によるゆとりある空間を設け、圧迫感を軽減している。(白木町)



●緑地帯によるゆとりある空間を設け、圧迫感を軽減している。(愛知県日進市)

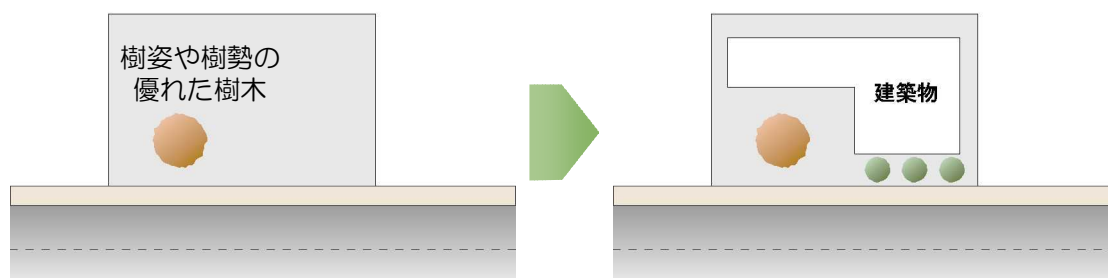
(c) 行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。

【基準のねらい】

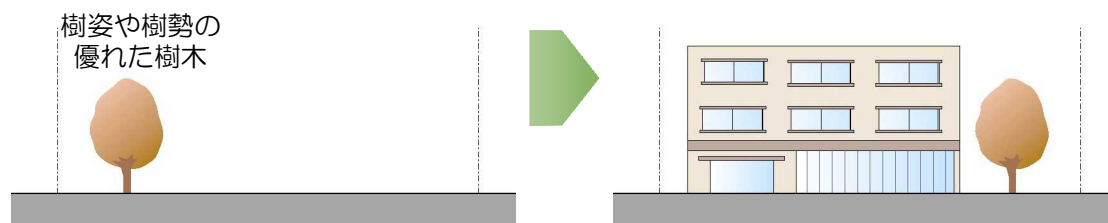
樹木の成長には、長い時間がかかることから伐採については十分な検討が必要です。特に、地域のシンボルとなる樹木が位置している行為地に建築物等を建築する場合には、それらを活かし、保存していけるよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

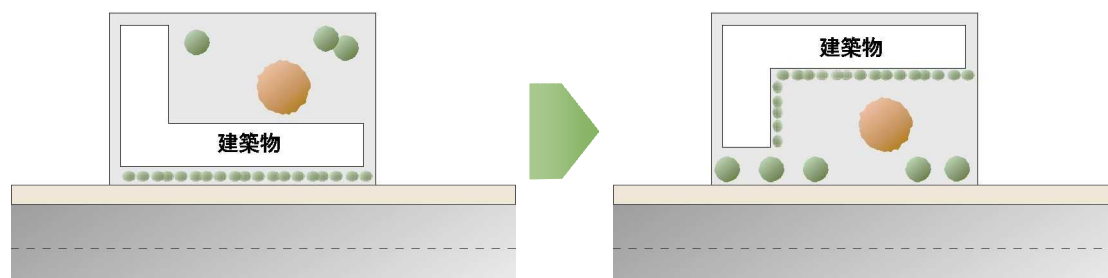
■ 行為地内に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木が保存できる配置等とする。



■ 樹木を現存する位置に保存できない場合は、行為地内に移植し、修景に活かす。



■ 樹木が地域の景観資産となるよう、道路等の公共空間から見るように配慮する。



基準 B) フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。

【基準のねらい】

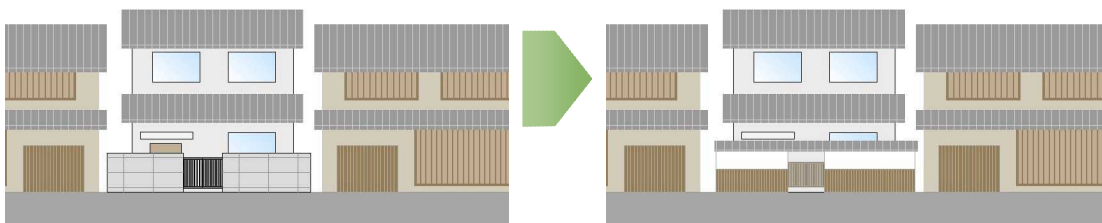
道路境界に設けるフェンス・塀・擁壁等は、町並みの連続性や一体感を生み出す景観要素となります。しかし、周囲との連続性や一体感がないものを設置することにより景観が損なわれてしまうおそれがあります。このため、設置の際には周囲との調和や連続性に配慮する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■無機質な素材のフェンス、塀等は避け、植栽等により町並みに潤いを与える。



■歴史的町並みや集落等においては、周囲の町並みとの連続性に配慮した塀、植栽等を設ける。



●植栽により潤いを感じさせている。
(亀田町)



●板塀により歴史的町並みの連続性に配慮している。
(関町新所)

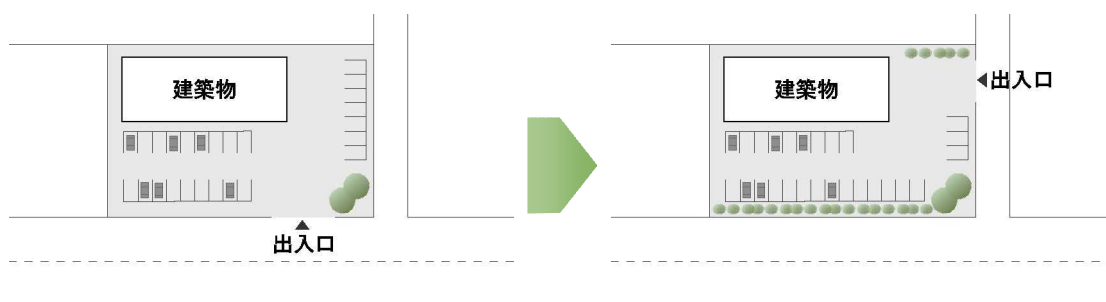
基準 C) 屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。

【基準のねらい】

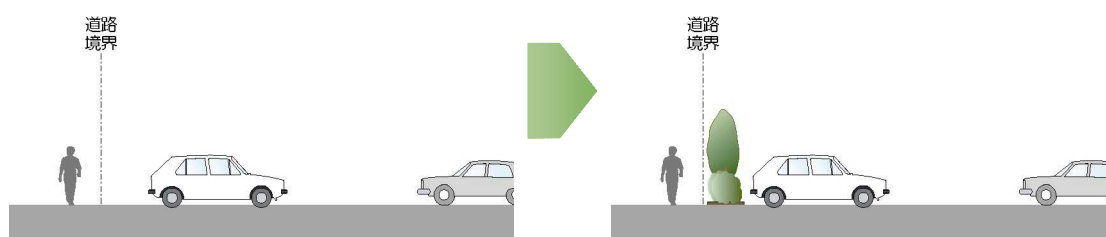
屋外駐車場は、アスファルト舗装等の面積が多くを占めることで、殺風景な景観となってしまいます。このため、安全上支障のない範囲で、行為地内を緑化し、道路や公園等の公共の場所から駐車場を見通せないよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■人通りが多い通りへの出入口の設置は避け、沿道を緑化するなど通りに潤いを与える。



■道路等の公共空間からなるべく駐車場が見えないよう、植栽や塀等を設ける。



●側道に駐車場の出入口を設けている。(北町)



●植栽を配置し、道路から駐車場が見えにくくなるよう配慮している。(関町木崎)

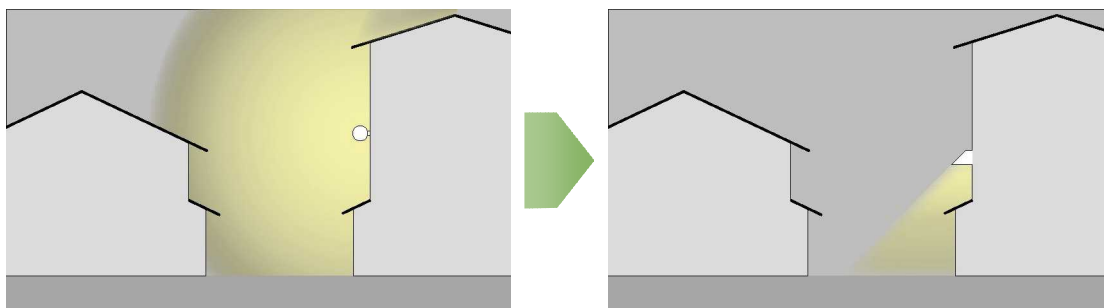
基準 A) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。

【基準のねらい】

夜間の屋外照明は、安全上必要であるとともに、賑やかさを演出するなど美しい夜間景観をつくりだします。しかし、照明方法が適切ではない場合、過剰な光が散乱することなどで周囲に不快感を与えることになるため、照明方法等を工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

- 照明が過剰な光となり、歩行者等に不快感を与えないよう配置や向き、光量等に配慮する。



- 間接照明等を有効に活用し、過剰な光の散乱を防止する。

- 歴史的町並みや集落等では、温かみのある光源を利用し、夜間景観に趣を与える。



●温かみのある色調の光源を使用している。
(野村町)



●必要な部分にのみ照明を設置し、光の拡散を抑えている。(野村町)



●出入口部のみの照明とし、光の拡散を抑えている。(野村町)



●出入口部のみの照明とし、光の拡散を抑えている。(小野町)

建築物及び工作物に関する景観形成基準の解説

～ 景 観 形 成 推 進 地 区 ～



2 建築物及び工作物

景観形成推進地区の景観形成基準

項目		景観形成基準	掲載頁
配置・規模	① 配置・規模	A) 高さは、敷地地盤面から 12m 以下、かつ 3 階建以下とすること。 ※ただし、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ 12m を超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、12m を超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。	56
		B) 周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	—
		(a) 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないように配慮した配置及び規模とすること。	28
		(b) 行為地が文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	31
	② 壁面の位置	A) 壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	—
		(a) 道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の外壁にそろえることを基本とすること。	57
		(b) 道路に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界から後退させ、垣根（植栽）、塀、門等の外構を設けることができる位置を基本とすること。 なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。	57
形態・意匠	③ 形態・意匠	A) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	—
		(a) 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないように配慮した形態及び外観とすること。	34
		(b) 隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。	37
		(c) 屋根は勾配屋根を基本とすること。	58
		(d) 樋の色彩は茶系、黒色系等とし、周囲の景観との調和に配慮すること。	59
		(e) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。	35
		(f) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。	36
		(g) 道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。	38

：景観形成推進地区独自の基準

項目		景観形成基準		掲載頁																															
形態・意匠	④ 色彩	A) 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。		—																															
		(a) 建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。		40																															
		<table><tr><td>表1</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td rowspan="5">外壁 基調色</td><td rowspan="2">OR~2.5Y</td><td>7以下</td><td>6以下</td></tr><tr><td>—</td><td>3以下</td></tr><tr><td rowspan="3">2.6Y~10Y</td><td>7以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>8以下</td><td>3以下</td></tr><tr><td>—</td><td>2以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>—</td><td colspan="2">2以下（無彩色を含む）</td></tr><tr><td rowspan="3">屋根色</td><td>OR~2.5Y</td><td>7以下</td><td>6以下</td></tr><tr><td>2.6Y~10Y</td><td>7以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>7以下</td><td>2以下（無彩色を含む）</td></tr></table>			表1	色相	明度	彩度	外壁 基調色	OR~2.5Y	7以下	6以下	—	3以下	2.6Y~10Y	7以下	4以下	8以下	3以下	—	2以下	その他	—	2以下（無彩色を含む）		屋根色	OR~2.5Y	7以下	6以下	2.6Y~10Y	7以下	4以下	その他	7以下	2以下（無彩色を含む）
		表1	色相		明度	彩度																													
		外壁 基調色	OR~2.5Y		7以下	6以下																													
					—	3以下																													
			2.6Y~10Y		7以下	4以下																													
					8以下	3以下																													
					—	2以下																													
		その他	—	2以下（無彩色を含む）																															
屋根色	OR~2.5Y	7以下	6以下																																
	2.6Y~10Y	7以下	4以下																																
	その他	7以下	2以下（無彩色を含む）																																
(b) アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。		44																																	
⑤ 素材	A) 周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。		—																																
	(a) 屋根の素材は、黒・灰色系の日本瓦葺きを基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。		59																																
	(b) 年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。		45																																
⑥ 外構・緑化	A) 行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。		—																																
	(a) 植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。		46																																
	(b) 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。		47																																
	(c) 行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。		48																																
	B) フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。		49																																
	C) 屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。		50																																
⑦ その他	A) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。		51																																

：景観形成推進地区独自の基準

① 配置・規模

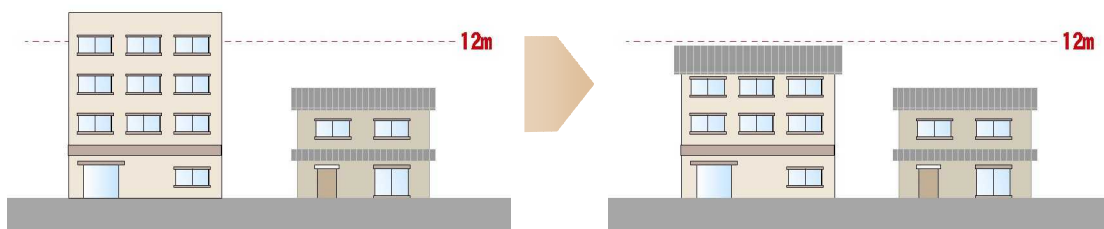
基準 A) 高さは、敷地地盤面から 12m 以下、かつ 3 階建以下とすること。

【基準のねらい】

景観形成推進地区内は歴史・文化を感じることができる地区となっており、地区内には多くの低層の個人住宅が建ち並んでいます。こうした落ち着いた町並みや良好な住環境を保全していくために、周囲の建築物の高さと調和を図っていく必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 周辺の建築物の高さと調和させ、12m 以下かつ 3 階建以下とする。



(西町)



(野村町)

【基準の補足】

市では景観形成推進地区に指定した 3 地区及びその周辺地区において、町並みの特徴を把握するために地区内の全戸の建築物を対象とした景観調査を実施しました。その結果、景観形成推進地区地区内においては階数 2 階建て以下の建築物が 9 割を超えていることがわかりました。一般的に 2 階建ての建築物を建築する際は、高さ 10m を超えることはなく、3 階の個人住宅を建築する際でも 12m を越えることはほとんどないと考えられます。

このため、景観形成推進地区においては良好な住環境及び歴史・文化的な景観を保全していくために建築物等の高さについては 12m 以下という基準を設定しました。

② 壁面の位置

※基準(a)、(b)については、周囲の景観特性に応じてどちらかを選択し、町並みとの調和を図っていくこととなります。

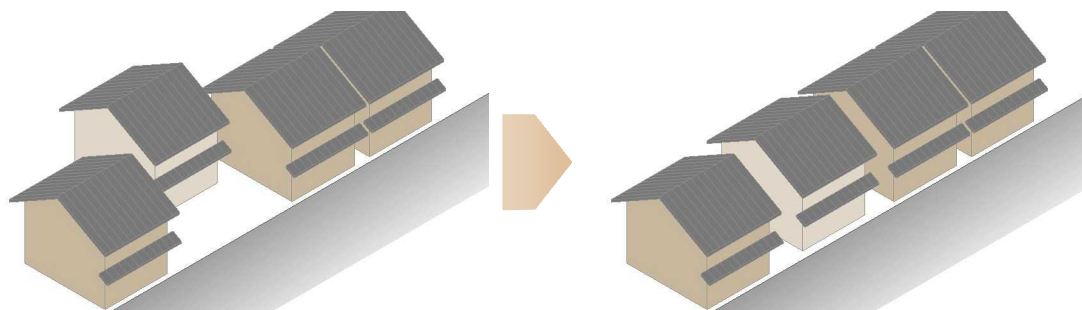
(a) 道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の外壁にそろえることを基本とすること。

【基準のねらい】

景観形成推進地区内の東海道沿道や亀山城下町の旧町人地等では、壁面位置が道路境界から後退せず、町並みの連続性をつくりだしています。こうした箇所では、町並みの連続性を継承し、良好な町並みを保全していくために隣り合う建築物の外壁にそろえていく必要があります。

【具体的な配慮事項】

■隣り合う建築物と壁面の位置をそろえる。



(b) 道路に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界から後退させ、垣根（植栽）、塀、門等の外構を設けることができる位置を基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。

【基準のねらい】

景観形成推進地区内の亀山城下町の旧武家地や坂本集落等では、壁面位置が道路境界から後退し、道路境界部に植栽、塀等が設けられています。こうした箇所では、周囲の景観との一体感を継承し、良好な町並みを保全していくために壁面位置と道路境界部の外構を工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■建築物を後退させ、前面に垣根、塀、門等を設ける。



③ 形態・意匠

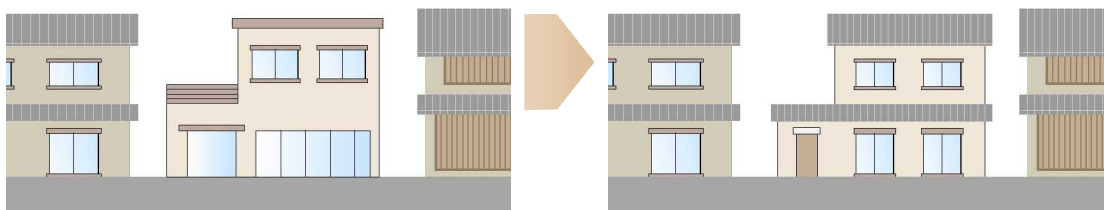
(C) 屋根は勾配屋根を基本とすること。

【基準のねらい】

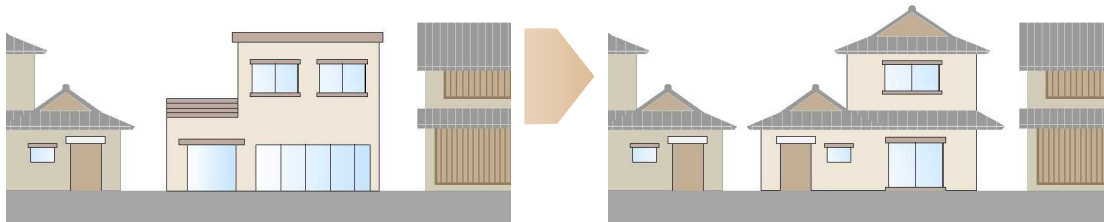
景観形成推進地区内は歴史・文化を感じさせる地区となっており、勾配屋根の連なる町並みを形成しています。こうした町並みにおいて勾配屋根は景観を構成する大きな要素となっているため、地区の景観特性を受け継いでいくために周囲の建築物との調和を図っていく必要があります。

【具体的な配慮事項】

■周囲の歴史的町並みの特性を把握し、切妻平入りの勾配屋根とする。



■周囲の歴史的町並みの特性を把握し、入母屋屋根等の勾配屋根とする。



(西町)



(安坂山町)

(d) 樋の色彩は茶系、黒色系等とし、周囲の景観との調和に配慮すること。

【基準のねらい】

景観形成推進地区内は歴史・文化を感じさせる町並みとなっています。こうした町並み内において、樋の色彩に彩度、明度の高い色彩を用いると目立ってしまい町並みの統一感が損なわれてしまいます。このため、樋の形態・意匠について周囲の建築物との調和を図っていく必要があります。

【具体的な配慮事項】

■周囲の町並みと調和するよう、樋の色彩に茶系、黒色系等を使用する。



(関町新所)



(関町新所)

5 素材

(a) 屋根の素材は、黒・灰色系の日本瓦葺きを基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。

【基準のねらい】

景観形成推進地区内は歴史・文化を感じさせる地区となっており、多くの建築物が勾配屋根の日本瓦葺きの屋根となっています。こうした町並みの景観特性を受け継ぎ、魅力ある景観を保全していくために町並みとの調和を図っていく必要があります。

【具体的な配慮事項】

■屋根の素材は周辺の町並みと調和した黒・灰色系の日本瓦葺きとする。

■日本瓦葺きが困難な場合は黒・灰色系の色彩とするなど、周辺の町並みとの調和を図る。



(西丸町)



(安坂山)

建築物及び工作物に関する景観形成基準の解説

～ 景 観 重 点 地 区 ～

（百六里庭一関宿眺望景観重点地区）



3 建築物及び工作物

景観重点地区（百六里庭一関宿眺望景観重点地区）の景観形成基準

項目	景観形成基準	掲載頁
配置・規模	① 配置・規模	
	A) 高さは、敷地地盤面から 15m 以下とすること。 ※ただし、山等の自然により遮られ、視点場から直接望見できない範囲にある建築物等にあつては、視点場から望見できない高さまでを最高限度とする。また、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ 15m を超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、15m を超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。	64
	B) 周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	—
	(a) 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないように配慮した配置及び規模とすること。	28
	(b) 山稜の近傍にあつては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。	29
	(c) 行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。	30
	(d) 行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	31
	② 壁面の位置	
	A) 壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	—
形態・意匠	③ 形態・意匠	
	(a) 壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。	32
	(b) 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	33
	A) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	—
	(a) 行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないように配慮した形態及び外観とすること。	34
	(b) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。	35
	(c) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。	36
	(d) 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。	37
	(e) 道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等に工夫すること。	38
(f) 商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。	39	

：百六里庭一関宿眺望景観重点地区独自の基準

項目		景観形成基準	掲載頁
形態・意匠	④ 色彩	A) 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。	—
		(a) 建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については下表1、それ以外については下表2のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。	65
		表1	
		色相	
		明度	
		彩度	
		外壁基調色	
		OR~10R	
		6以下	
		7以下	
		0.1YR~2.5Y	
		7以下	
		2.6Y~10Y	
		7以下	
		その他	
		7以下	
		2以下（無彩色を含む）	
		屋根色	
		—	
		7以下	
		無彩色	
		表2	
		色相	
		明度	
		彩度	
		外壁基調色	
		OR~2.5Y	
		7以下	
		—	
		3以下	
		2.6Y~10Y	
		7以下	
		4以下	
		8以下	
		3以下	
		—	
		2以下	
		その他	
		—	
		2以下（無彩色を含む）	
		屋根色	
		OR~2.5Y	
		7以下	
		6以下	
		2.6Y~10Y	
		7以下	
		4以下	
		その他	
		7以下	
		2以下（無彩色を含む）	
		(b) アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。	44
⑤ 素材	⑤ 素材	A) 周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。	—
		(a) 年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。	45
		A) 行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	—
		(a) 植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。	46
		(b) 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	47
		(c) 行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。	48
		B) フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮すること。	49
		C) 屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。	50
		A) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	51
		⑦ その他	

：百六里庭一閑宿眺望景観重点地区独自の基準

1 配置・規模

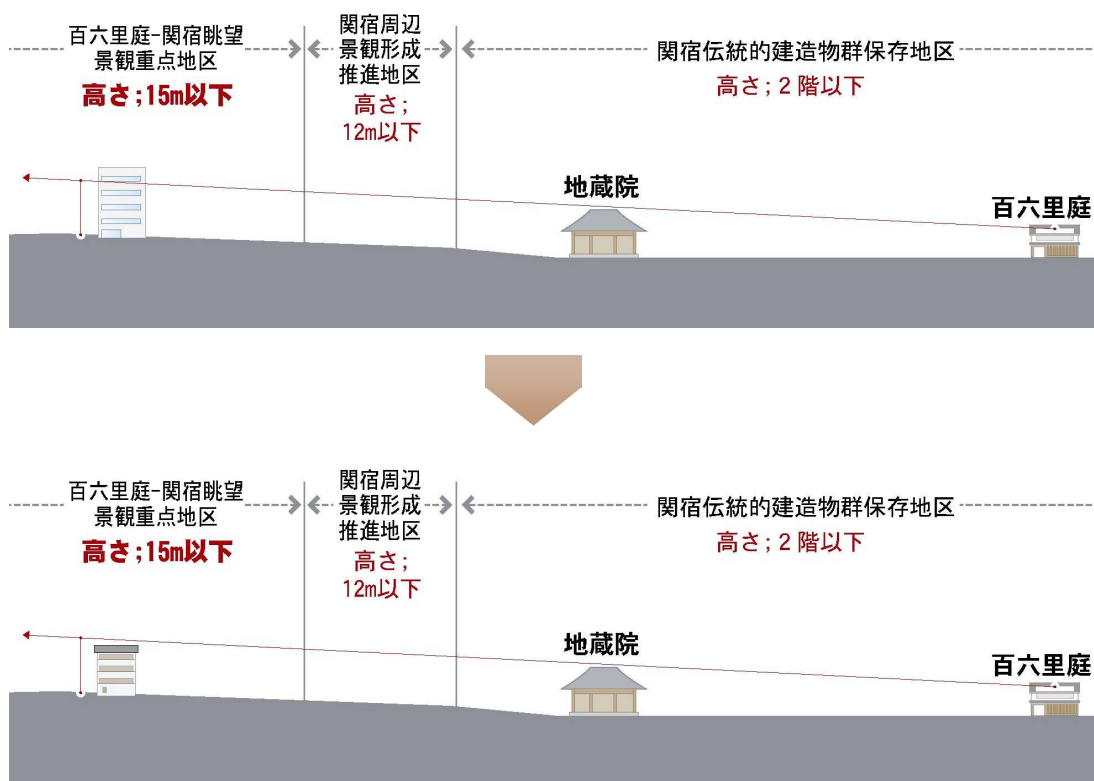
基準 A) 高さは、敷地地盤面から 15m 以下とすること。

【基準のねらい】

関宿内にある百六里庭からは、正面に関宿の中心的な建造物である地藏院が位置し、歴史的町並みと背景の鈴鹿山脈とともに一体的な景観を眺めることができます。こうした良好な眺望景観を保全していくために、建築物の高さに配慮していく必要があります。

【具体的な配慮事項】

■眺望景観を阻害しないよう、建築物等を 15m以下とする。



【基準の補足】

「基準のねらい」で示したとおり、百六里庭からの眺めの中心には地藏院が位置しており、百六里庭—関宿眺望景観重点地区の景観を構成する重要な要素となっています。

このため、視点場である百六里庭内の眺関亭から地藏院の方向を眺めた際にその背景に眺望を阻害する建築物等が建設されないように、百六里庭と地藏院の屋根の頭部を結んだ直線の高さである約 15m を基準として設定しています。

④ 色彩

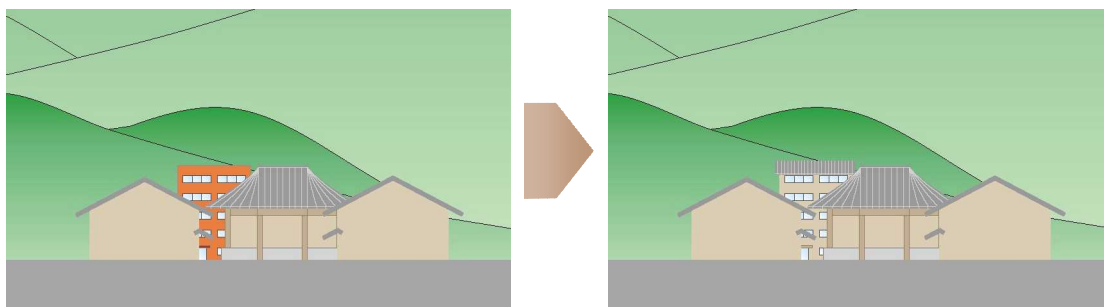
(a) 建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については表1 (P.66)、それ以外については表2 (P.41) のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

【基準のねらい】

建築物等の色彩は、百六里庭からの眺めに非常に大きな影響をあたえ、大きく異なる色彩を用いると、良好な眺望景観が損なわれてしまいます。このため、屋根や外壁の色彩はなるべく彩度、明度を抑え魅力ある眺望景観を保全していけるよう工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 良好な眺望を阻害しないよう落ち着いた色彩とする。



【基準の補足】

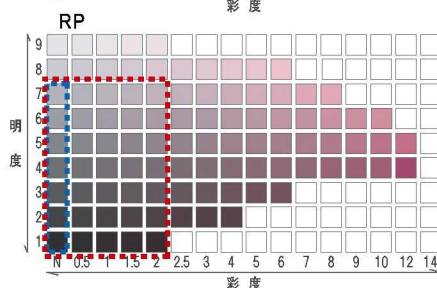
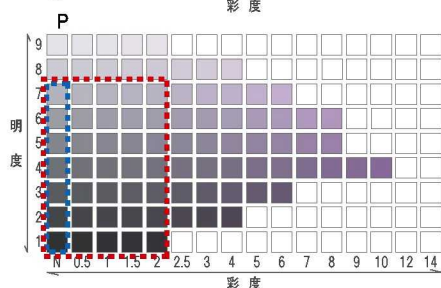
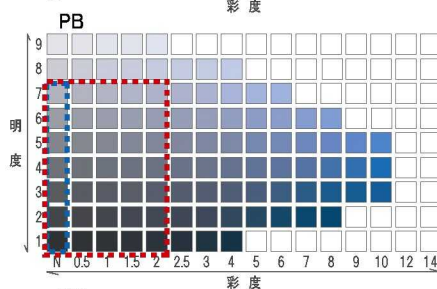
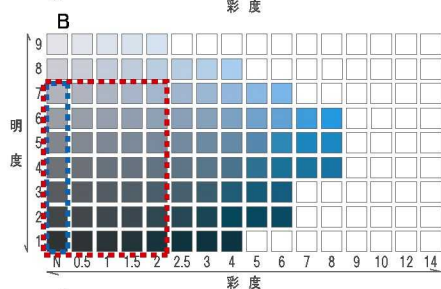
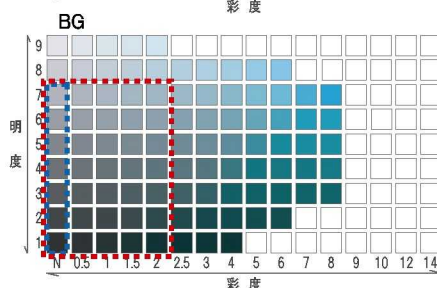
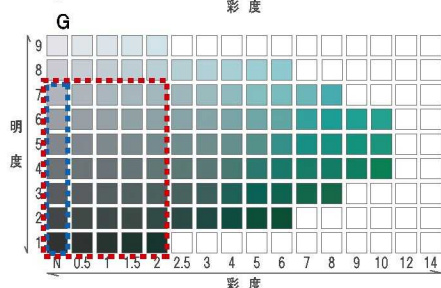
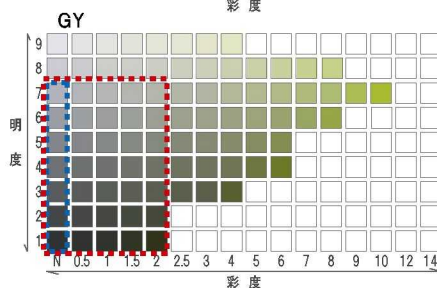
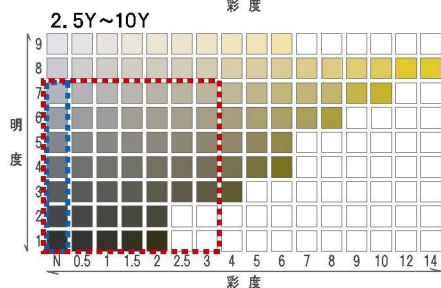
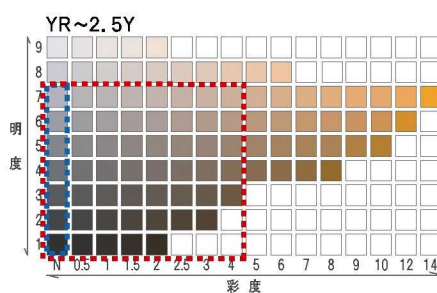
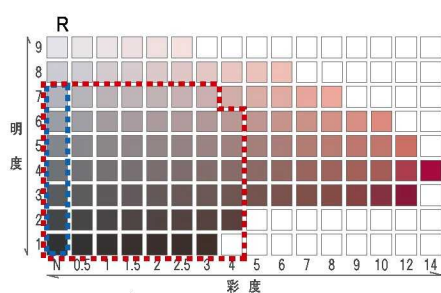
関宿を中心とした歴史的町並みにあっては、その多くの建築物等が、木、土、石等の自然資源を用いていることから、R、YR、Y系の色相が多く見られます。その中でも、特に彩度が低い無彩色に近いものや、明度が低い落ち着いた色や重厚感が感じられるものも多く見られることから、これらに調和するよう、次頁の基準となっています。

また、こうした町並みにあっては、時間経過とともに味わいが増す下見板張壁や格子戸などの建具が、歴史的な趣の感じられる町並み景観を形づくっていることに留意し、5年後、10年後の変化を想定した色使いについて考慮しながら取り組む必要があります。

④ 色彩

【表1】

外壁基調色			屋根色		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
OR～10R	6以下	4以下	—	7以下	無彩色
	7以下	3以下			
0.1YR～2.5Y	7以下	4以下			
2.6Y～10Y	7以下	3以下			
その他	7以下	2以下(無彩色を含む)			



外壁基調色

屋根色

※表2については一般地区の表1 (P.41) 参照

開発行為・土地の形質の変更

土石の採取、木竹の伐採

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

に関する景観形成基準の解説

～ 一 般 地 区 ～

～ 景 観 形 成 推 進 地 区 ～

～ 景 観 重 点 地 区 ～



4 開発行為・土地の形質の変更等

「開発行為・土地の形質の変更」、「土石の採取、木竹の伐採」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」については、一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区ともに共通の基準となっています。

開発行為・土地の形質の変更の景観形成基準

項目	景観形成基準	掲載頁
① 形態・意匠	A) できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	69
② 緑化	A) 開発行為を行う場合は、行為地面積の3%以上の緑地を適切に配置し、当該緑地に植樹を行うこと。	69
	B) のり面又は擁壁は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。	70
	C) 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	71

土石の採取、木竹の伐採の景観形成基準

項目	景観形成基準	掲載頁
① 形態・意匠	A) 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいように、採取又は掘採の位置・方法を工夫すること。	72
② 遮へい	A) 遮へいする場合は、できる限り植栽・塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	73
③ 緑化	A) 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	74

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の景観形成基準

項目	景観形成基準	掲載頁
① 集積等の方法	A) 積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	75
② 遮へい	A) できる限り道路・公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽・塀等で遮へいすること。	76

① 形態・意匠

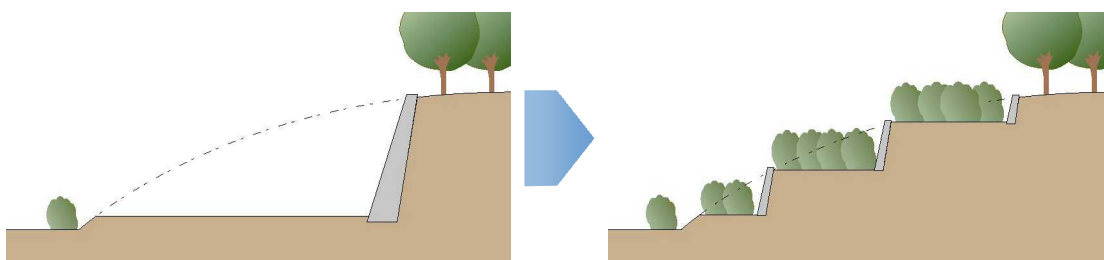
基準 A) できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。

【基準のねらい】

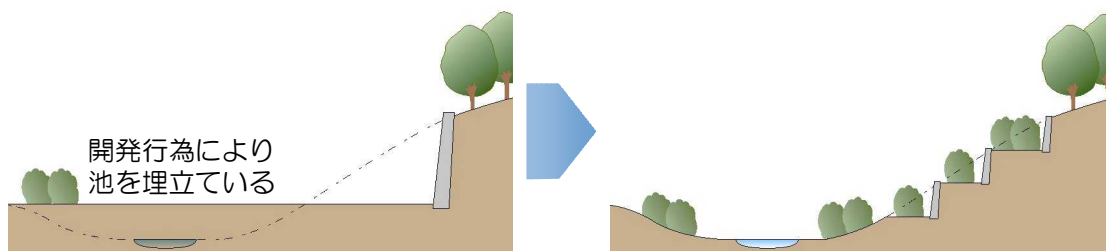
開発行為等により地形が大きく改変されることで、見慣れていた景観が大きく変化し、守られてきた良好な景観が失われる恐れがあります。このため、地形は可能な限り現状を残し、やむを得ず改変する場合も、のり面や擁壁の種類や工法、素材、仕上げ等を工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■切土、盛土が少なくなるよう、現状の地形を活かし造成する。



■小川や池等をそのまま残すような造成計画とする。



② 緑化

基準 A) 開発行為を行う場合は、行為地面積の3%以上の緑地を適切に配置し、当該緑地に植樹を行うこと。

【基準のねらい】

山地や丘陵地等に見られるまとまった緑は、市街地の背景として、また周辺地域の良好な景観を形成する上で重要な要素となっています。このため、開発行為に伴って減少する恐れのある市内の緑に対して、行為地内では行為地面積に占める一定基準以上の緑地を確保していく必要があります。

【具体的な配慮事項】

■行為地面積の3%以上を緑化する。



② 緑化

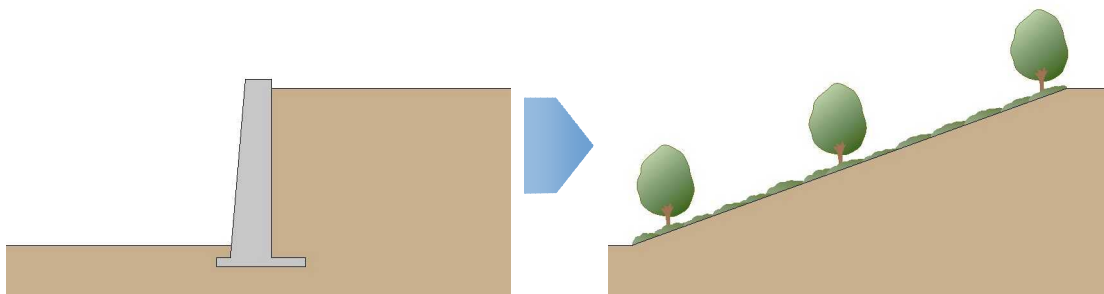
基準 B) のり面又は擁壁は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。

【基準のねらい】

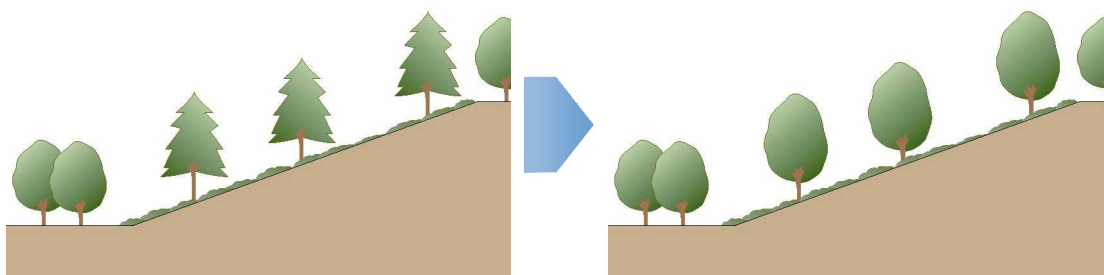
のり面や擁壁は、できる限り垂直に近い勾配にすることで土地の有効活用が図れますが、周囲には圧迫感や威圧感等を与える恐れがあります。このため、のり面や擁壁の勾配はできる限り緩やかとし、植栽等を行うことにより周囲への圧迫感や威圧感を軽減する必要があります。

【具体的な配慮事項】

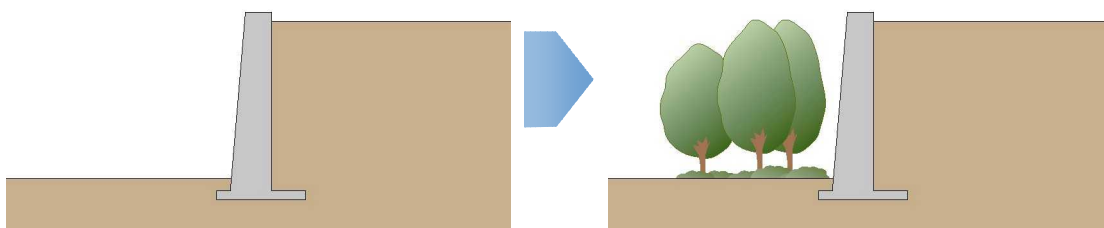
■ 擁壁は垂直擁壁による圧迫感を避けるために、できる限り緩やかな勾配にする。



■ のり面の植栽はできる限り周辺の樹種に合わせた植栽にする。



■ 垂直擁壁やのり面へ植栽が困難な場合は、擁壁際やのり尻に植栽を設ける。



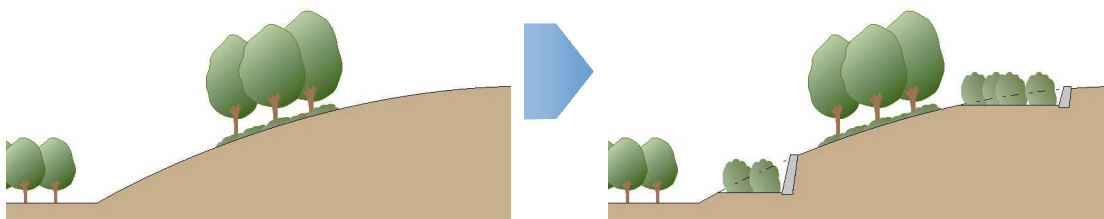
基準 C) 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。

【基準のねらい】

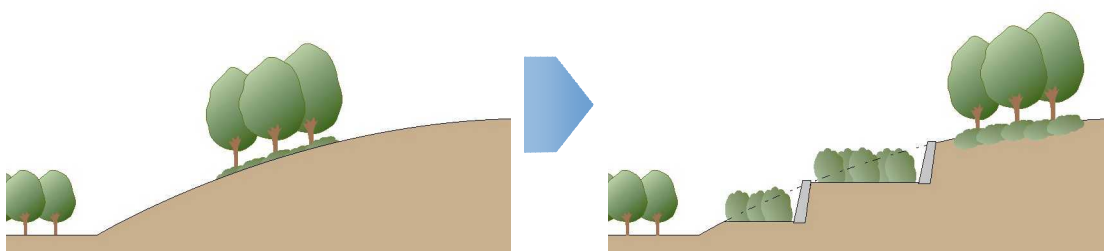
樹種、樹高、樹形等が特徴的な樹木は、地域のランドマークとなっていたりするなど、地域の重要な景観資源である場合があります。このため、行為地内に樹木がある場合は、それらの樹木の特徴などを把握し、できる限り保存や移植など、開発行為後の景観形成に活かす必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 樹形等が特徴的で優れた樹木がある場合は、樹木が保存できる造成とする。



■ 樹形等が特徴的で優れた樹木をそのまま保存できない場合は、移植し修景に活かす。



① 形態・意匠

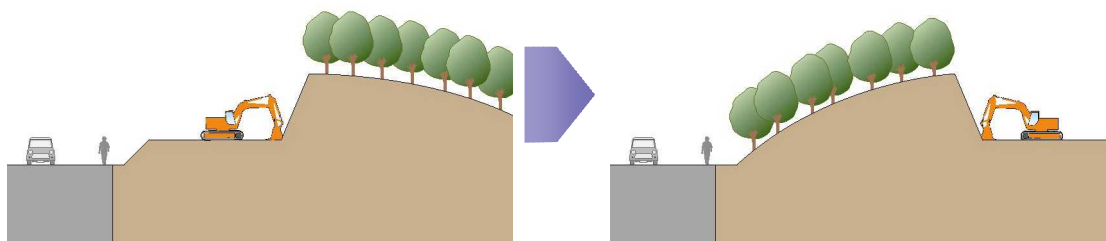
基準 A) 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置・方法を工夫すること。

【基準のねらい】

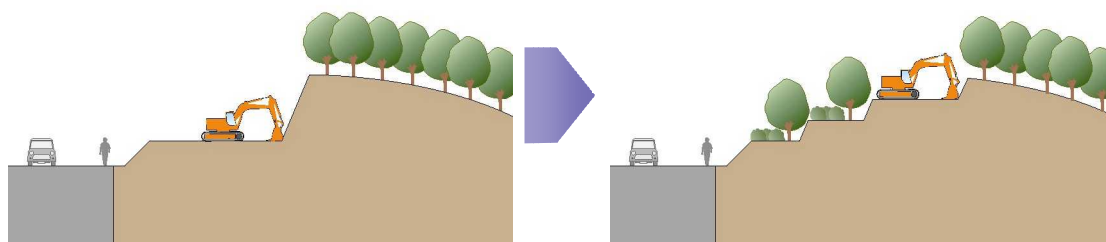
土石の採取や鉱物の掘採などは、樹木の伐採や地形の改変を伴う場合があります、景観を大きく変えてしまう恐れがあります。このため、道路や公園等の公共の場所から見えにくい位置で土石採取を行うなど、工夫する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 行為地が道路等の公共の場所から見えない位置で採取や掘採を行う。



■ 行為地を分割して採取や掘採を行い、地形の改変を小さく抑え行為地を目立たなくする。



② 遮へい

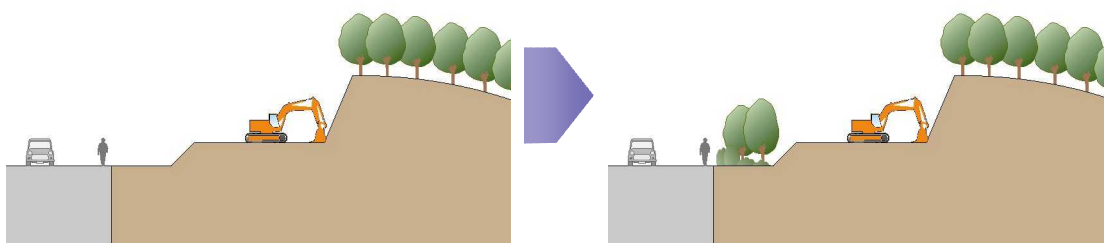
基準 A) 遮へいする場合は、できる限り植栽・塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。

【基準のねらい】

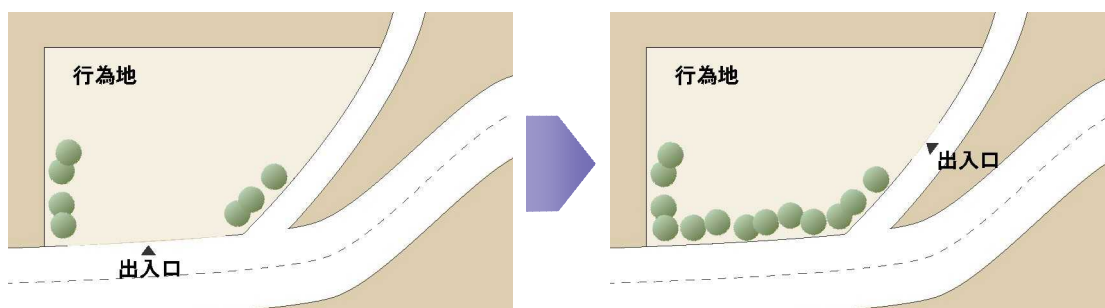
土石の採取や鉱物の掘採の場所は、道路や公園などの公共の場所から容易に見えないよう、また、圧迫感や違和感を出さないよう、周囲の自然景観との調和に配慮した樹木を遮蔽に用いるなどの工夫を行う必要があります。

【具体的な配慮事項】

■ 行為地が道路等の公共の場所から見える場合は、植栽等により遮蔽する。



■ 行為地の出入口は必要最小限とし、行為地内が見通しにくい位置に設ける。



③ 緑化

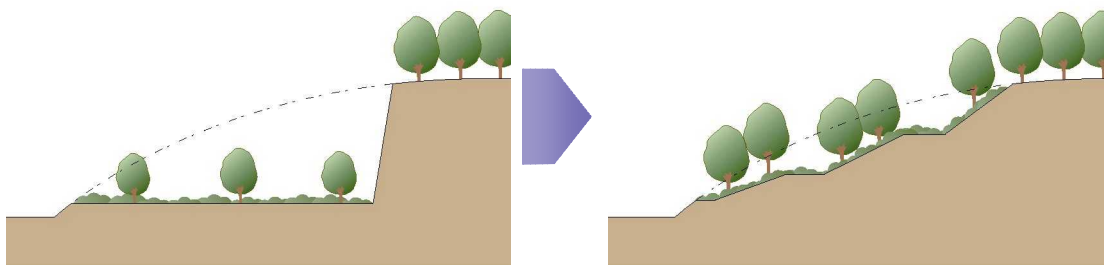
基準 A) 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。

【基準のねらい】

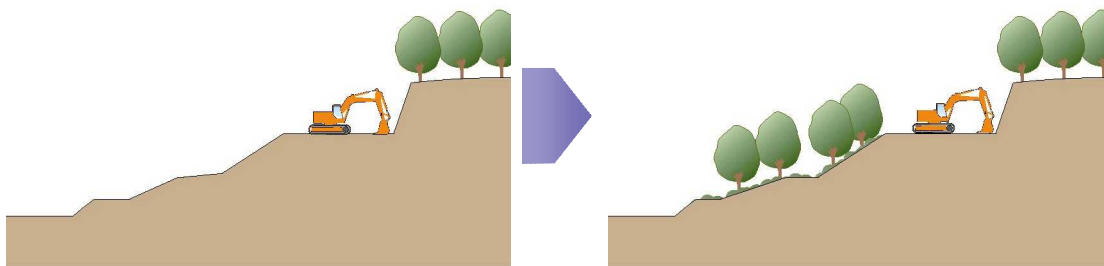
土石の採取や鉱物の掘採を行った場所は、山の地肌が露出し、景観を大きく損ねてしまう恐れがあります。このため、土石の採取後などの跡地は、可能な限り早急に植栽を行い、行為前の状態に近づけるよう努力する必要があります。

【具体的な配慮事項】

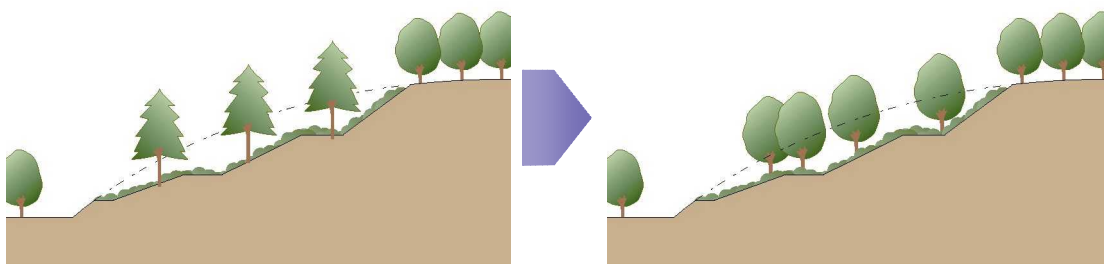
■ 跡地に緑化が行いやすいよう、のり面が緩やかな勾配となるよう採取や掘採を行う。



■ 行為地内で採取や掘採が終了した場所から順に緑化を行う。



■ 行為後の跡地の緑化は、行為前の植生や周辺の植生に配慮した樹種を選定する。



① 集積等の方法

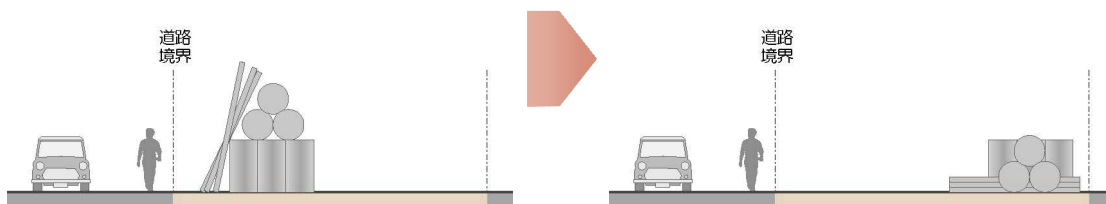
基準 A) 積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。

【基準のねらい】

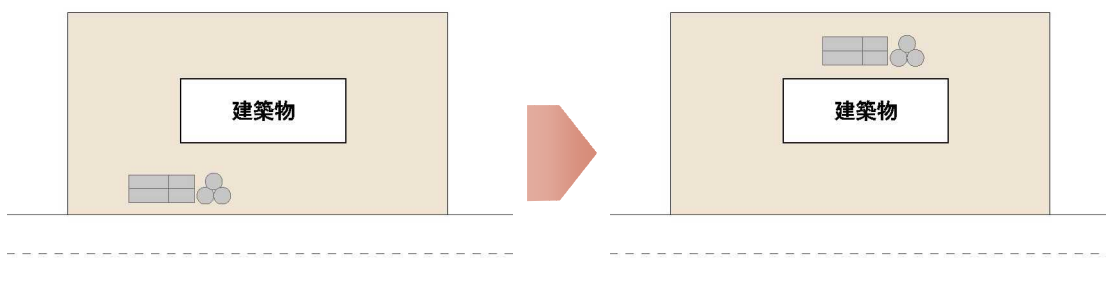
建設用の資材や機材、農業用の貯蔵物などが乱雑に集積されている状況は、景観を大きく損ねる恐れがあります。また、こうした状況は、周囲の景観に悪影響を及ぼす場合もあります。このため、集積や貯蔵を行う際は、規則正しく整然と並べるなど、配慮する必要があります。

【具体的な配慮事項】

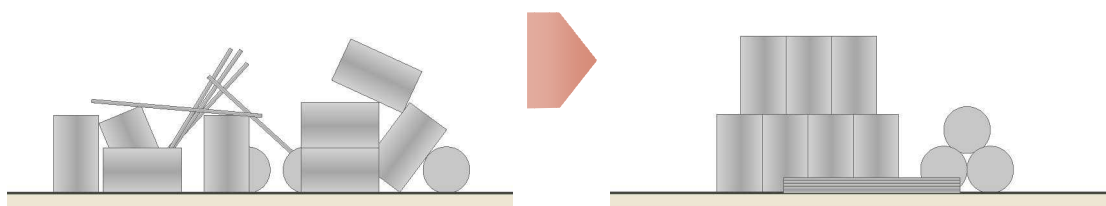
■ 集積や貯蔵する位置は道路から離すなど、目立ちにくい配置や高さとする。



■ 行為地内に建築物や工作物等がある場合は、それらを利用して見えにくい場所に配置する。



■ できる限り整然とした集積や貯蔵とする。



② 遮へい

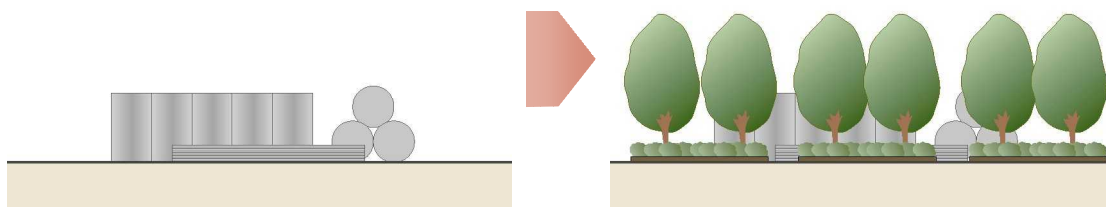
基準 A) できる限り道路・公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽・塀等で遮へいすること。

【基準のねらい】

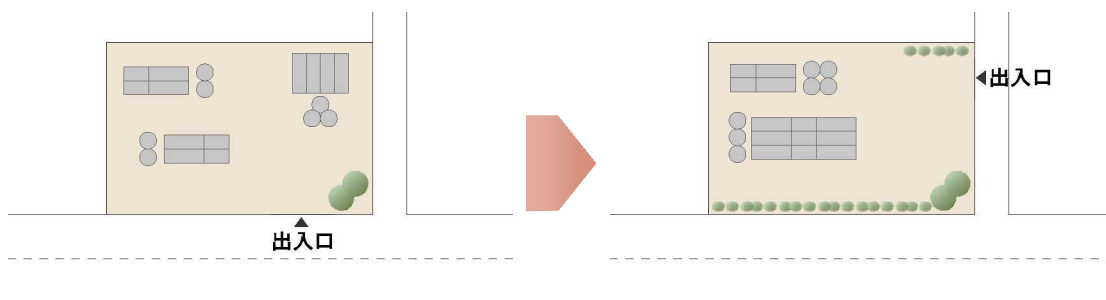
建設用の資材や機材などを規則正しく、整然と並べることが困難なものについては、道路や公園などの公共の場所から容易に見えないよう、周囲を樹木や塀などで遮蔽する必要があります。

【具体的な配慮事項】

■集積や貯蔵物が道路等から見える場合は、植栽等により遮へいする。



■行為地の出入口は必要最小限とし、行為地内が見通しにくい位置に設ける。



第3章

亀山市の眺望景観保全

3-1 亀山市の眺望景観について

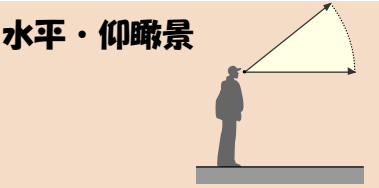
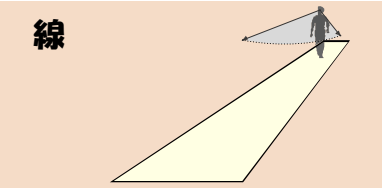
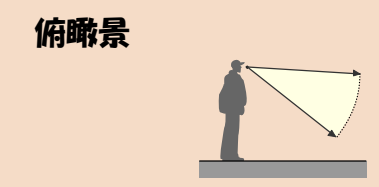
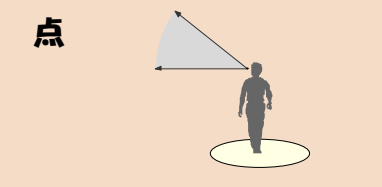
眺望景観とは、ある場所(視点場(公園、施設、道路、橋等))から見るもの(視対象(山、町並み、歴史的建造物等))を眺めた際に視覚を通じて認知される景観のことをいいます。本市には、鈴鹿山脈、鈴鹿川に代表される自然景観や東海道沿いの関宿や亀山城下町に代表される歴史・文化景観といった景観資源が数多く存在し、それらを眺めることのできる視点場が数多く位置しています。

本市では、視対象と視点場を以下に示す分類より抽出し、それらの組み合わせによる関係を眺望景観として位置付けます。また、市内における視点場とは市内外の人が誰でも見ることのできる公共性の高い場所とします。

【視対象の分類】

景観要素	特 性	景観要素
自然景観 山並み、河川、樹木 等	まとまり 山並み、歴史的町並み、 集落 等	単独 文化財、歴史的町並み、 集落 等
歴史・文化景観 歴史的町並み、文化財、 集落 等	シンボル 文化財、樹木 等	複合 歴史的町並みと背景の山並み 山並みと前景の河川 等
その他 市街地、工場 等		

【視点場の分類】

公共的な場所	角度	線・点※
公園 公民館 展望台 橋 道路 堤防 等	水平・仰瞰景 	線 
	俯瞰景 	点 

※線の視点場；特定の場所だけでなく、視対象を連続して眺めることのできる視点場（道路、堤防等）

点の視点場；特定の場所に留まって視対象を眺めることのできる視点場（公園、展望台等）

【主要な視対象】

本市を代表する景観において、より魅力を際立たせ、市民や訪問者が心に残り、愛着の持てる景観を形成していくために、以下の評価の指標を用い、5つの主要な視対象を抽出しました。

項目	内容
重要度	視対象が客観的な評価を受け、文化財の指定等がされているか
認知度	視対象が観光パンフレット等によって紹介され、市民等に認識されているか
眺望可能時期	視対象を眺望可能な時期は、年間を通じてどの程度確保されているか
住民活動	視対象を保全するための住民活動が行われているか
まとめり・シンボル性	視対象がまとめり・シンボル性のある自然、歴史・文化景観となっているか
愛着度	視対象が市民にとって愛着ある景観となっているか

自然 景観



鈴鹿山脈



関宿の町並み



亀山城下町・亀山宿の町並み

歴史・ 文化 景観



坂本棚田



亀山城多門櫓

【景観重点地区の指定】

主要な視対象への眺めについては、適切に保全・創出を図っていくとともに、各視点場を以下の指標により評価を行いました。

評価結果を踏まえ、積極的な景観形成を図る地区として「百六里庭－関宿眺望景観重点地区」を指定しました。他の主要な視対象についても随時、景観重点地区の指定を検討します。

項目	内容
重要度	視点場が対外的な評価を受け、文化財等の指定等がされているか
認知度	視点場が観光パンフレット等によって紹介されており市民等に認識されているか
開放時間	視対象が年間を通じてどの程度市民等に開放されているか
住民活動	視点場の保全やアピールするための住民活動が行われているか
眺望の良好性	視点場から視対象を眺めた際にどの程度確保されているか
整備度	視点場が眺望を楽しむためにどの程度整備されているか

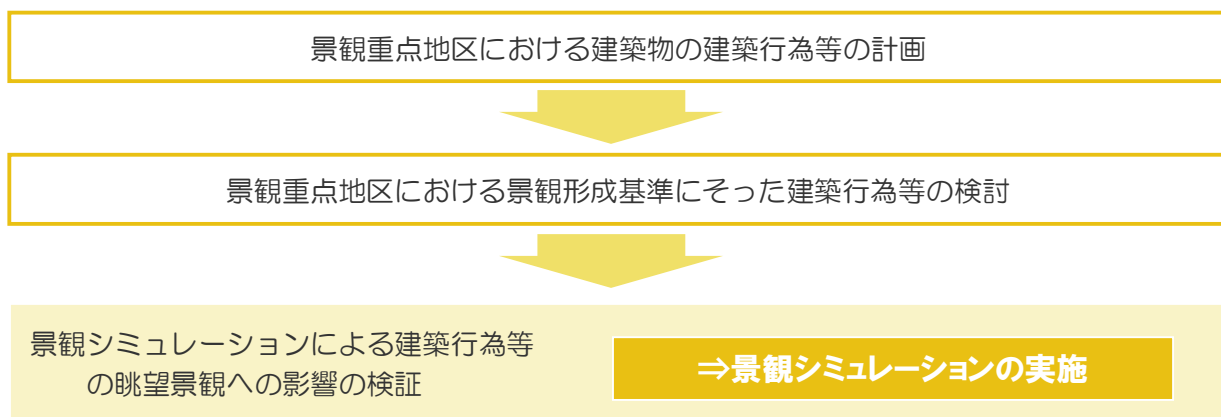
3-2 景観重点地区の眺望景観保全に関する検討の流れ

本市には、鈴鹿山脈、鈴鹿川に代表される自然景観と、東海道沿いの関宿や亀山城下町に代表される歴史・文化景観が数多く存在しています。

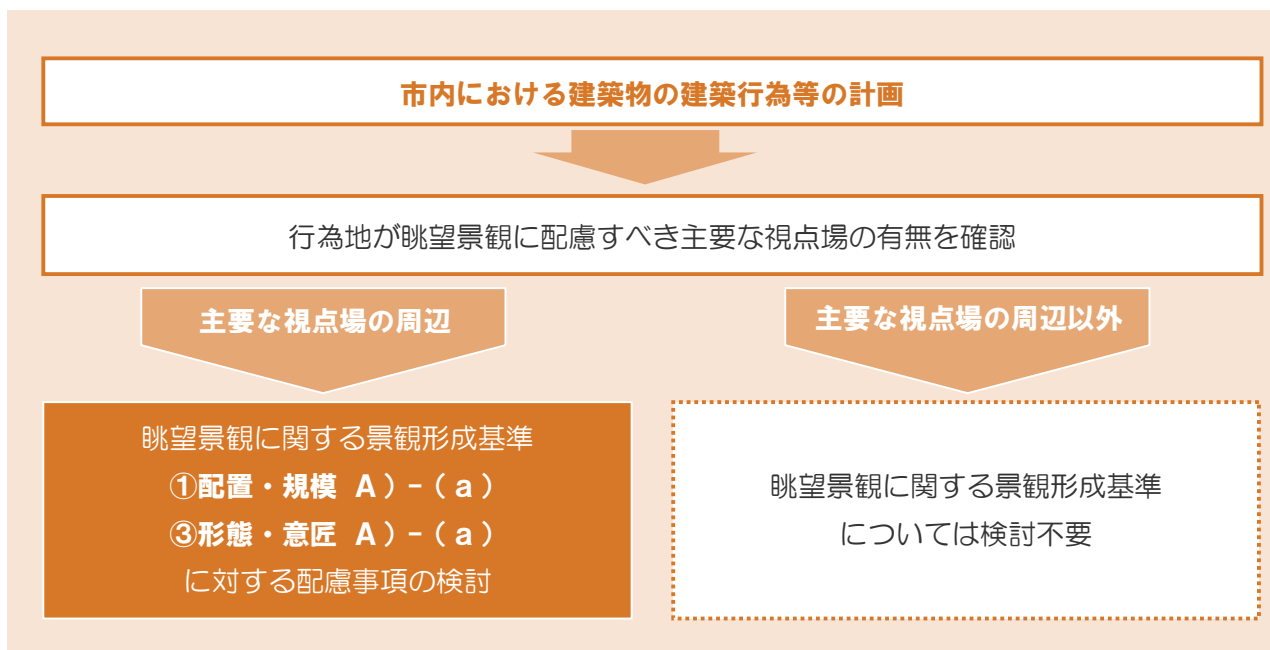
そうした、魅力ある景観を後世へと受け継いでいくために、眺望景観の景観形成方針を定めています。また、眺望景観の中でも特に本市の特徴的な眺めとなっているものについては、主要な視対象として選定し、更に積極的な保全・形成を図っていくために景観重点地区を指定しています。

以下に、景観重点地区内において建築物の建築行為等を行う際の検討の流れを示します。

景観重点地区の眺望景観保全の流れ



【参考；一般地区・景観形成推進地区に検討流れ】



※主要な視点場の例は巻末資料（P.123）参照

3-3 景観シミュレーションの実施方法

百六里庭一閑宿眺望景観重点地区内で建築物の建築行為等を行う場合は、建築後の眺望景観に与える影響を検証するために事前に景観シミュレーションを実施し、事前相談を行う必要があります。景観シミュレーションについては以下の手順に従い実施します。

手順① 現地確認及び現況写真の撮影

視点場（百六庭）からの眺めを実際に確認し、視点場と建築行為等の行為地との関係を把握します。その際に、行為地の方向に向かって写真を撮影します。

※現地確認及び現況写真の撮影がどうしても困難な場合は、現況写真を市から提供しますので、それにより確認を行って下さい。

～撮影条件～

写真撮影は以下の条件で行います。

■カメラ

- ①有効画素数3メガピクセル以上のデジタルカメラを使用します。
- ②写真のファイルサイズは1280×1024以上とし、鮮明な印刷状態が得られるものを使用します。

■撮影の手順

- ①百六里庭内の眺閑亭2階（展望台）の撮影ポイント（展望台の東海道側中心部）に三脚を立てます。
- ②床からカメラレンズの中心までの高さを約150cmに調整します。
- ③行為の計画地を中心に、閑宿の町並み、地蔵院及び背景の鈴鹿山脈がおさまるように撮影を行います。また、フォトモンタージュ時の位置決め基準となる計画地周りの建築物、工作物、樹木等を把握します。

※撮影は、午前10時から午後3時までを基準とし、順光・逆光に配慮します。



■視点場：百六里庭（眺閑亭）



■視対象：閑宿の町並みと背景の鈴鹿山脈

手順② 景観シミュレーションの実施

計画建築物等が、視点場（百六里庭）からの眺めに影響がないかを検証するために以下の手順により景観シミュレーションを実施します。

～景観シミュレーションの実施手順～

■計画建築物等のパース等の作成

- ①設計図書、計画書に基づき、計画建築物等が現況写真に合うように図面（3次元CG、手書きパース、立面図など）を作成します。
- ②図面の作成にあたっては、計画建築物等の形態、色彩などをできる限り正確に表現します。

※なお、計画建築物等の外形だけを作成し、フォトモンタージュにより視点場からの計画建築物等が眺めることができないことが検証できた際には詳細を作成する必要はありません。

■フォトモンタージュによる完成予想図（合成画像）の作成

- ①手順1で撮影した現況写真と計画建築物等の図面を合成し、フォトモンタージュによる完成予想図（合成画像）を作成します。
 - ②合成にあたっては、周辺の建築物、工作物、樹木等を参考に位置・規模を正確に把握し、現況写真とのスケール感や奥行きに配慮します。
- ※なお、必要に応じて計画地をズームにしたフォトモンタージュを作成すること。

※フォトモンタージュのイメージ



手順③ 景観シミュレーション結果の評価

景観シミュレーションを行った結果について、景観計画に定める景観形成基準に適合しているか評価します。特に、以下の百六里庭-関宿眺望景観重点地区の個別基準に適合しているかを確認します。

項目		景観形成基準	掲載頁
配置・規模	配置・規模	A) 高さは、敷地地盤面から 15m 以下とすること。 ※ただし、山等の自然により遮られ、視点場から直接望見できない範囲にある建築物等にあつては、視点場から望見できない高さまでを最高限度とする。また、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ 15m を超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、15m を超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。	66
	形態・意匠	A) 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。 (a) 建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については表 2 (P.66)、それ以外については表 1 (P.41) のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 20 分の 1 未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。	67

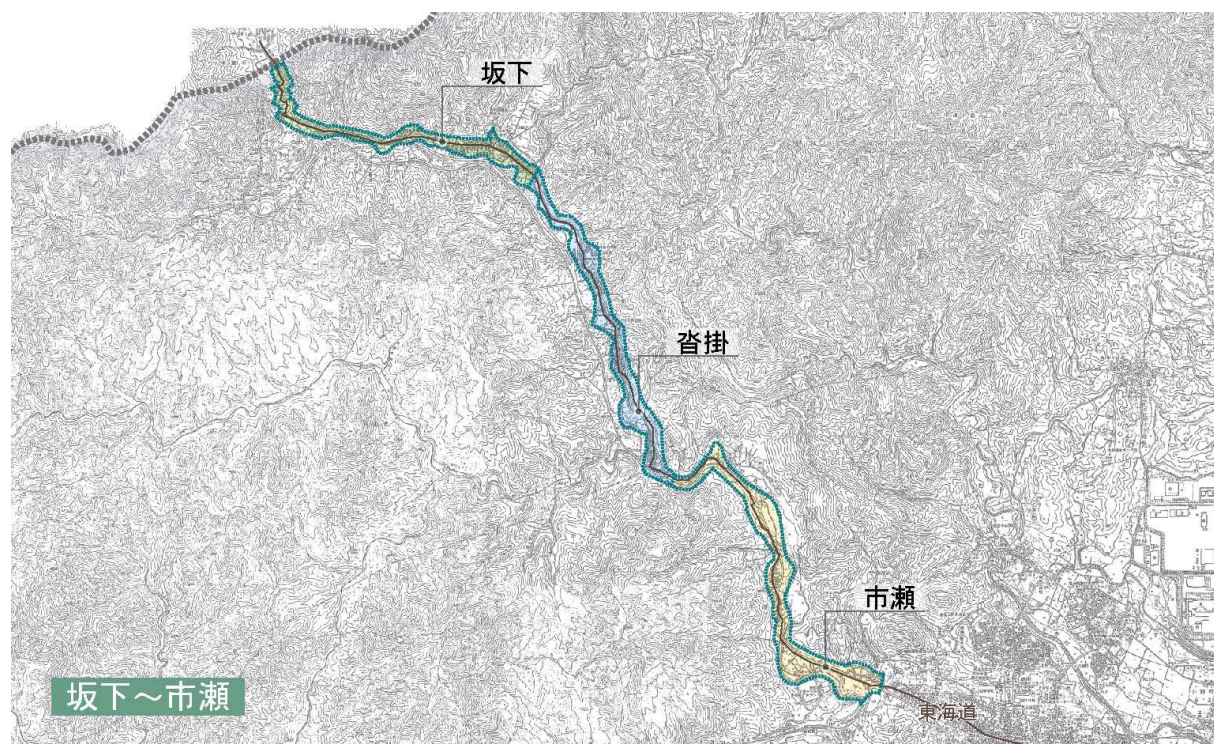
手順④ 景観形成基準チェックシートの記入及び届出書の提出

「手順③ 景観シミュレーション結果の評価」に基づき、景観形成基準チェックシートを記入し、完成予想図とともに届出書の提出を行います。

資料

■ 亀山城下町及び東海道沿道における町並みの特徴

■ 坂下～市瀬



坂 下

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、和瓦を使用した平入りの切妻屋根が多くみられます。また、壁面が道路境界から後退していない建築物も比較的多くみられます。

用途		住居系	屋根	向き	平入り
階数		1・2階		形式	切妻
壁面の位置		—		色彩	黒・灰色
外構	有無	なし		素材	和瓦
	種別	—			

沓 掛

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、和瓦を使用した平入りの切妻屋根が多くみられます。また、壁面が道路境界から後退せず、前面に木製の格子を持つ建築物が比較的多くみられます。

用途		住居系	屋根	向き	平入り
階数		1・2階		形式	切妻
壁面の位置		後退あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	—		素材	和瓦
	種別	—			

市 瀬

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、黒・灰色の色彩を用いた平入りの切妻屋根が多くみられます。また、商業系建築物も比較的多くみられます。

用途		住居系	屋根	向き	—
階数		1・2階		形式	—
壁面の位置		後退あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	なし		素材	—
	種別	—			

■太岡寺隈～南野武家屋敷



太岡寺

1・2階建てで道路境界から後退している建築物が多くみられます。また、フラット屋根で3・4階建ての工業建築物も比較的多くみられます。

用途	—	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	後退あり		色彩	—
外構	有無	—	素材	—
	種別	—		

布気街道筋

1・2階建ての住居建築物が多くを占めており、和瓦を使用した平入りの屋根が多くみられます。また、前面部に植栽等が残る建築物も比較的多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	平入り
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	後退あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	—	素材	和瓦
	種別	—		

野村街道筋

1・2階建ての住居建築物が多くを占めており、和瓦を使用した屋根が多くみられます。また、前面の開口部に格子が使われているなど町屋の趣を感じることできる建築物が比較的多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	—		色彩	黒・灰色
外構	有無	—	素材	和瓦
	種別	—		

北野町

1・2階建ての住居建築物が多くを占めており、和瓦を使用した平入りの屋根が多くみられます。また、武家地の特徴である前面に石垣等の外構を有している建築物が多くみられます。

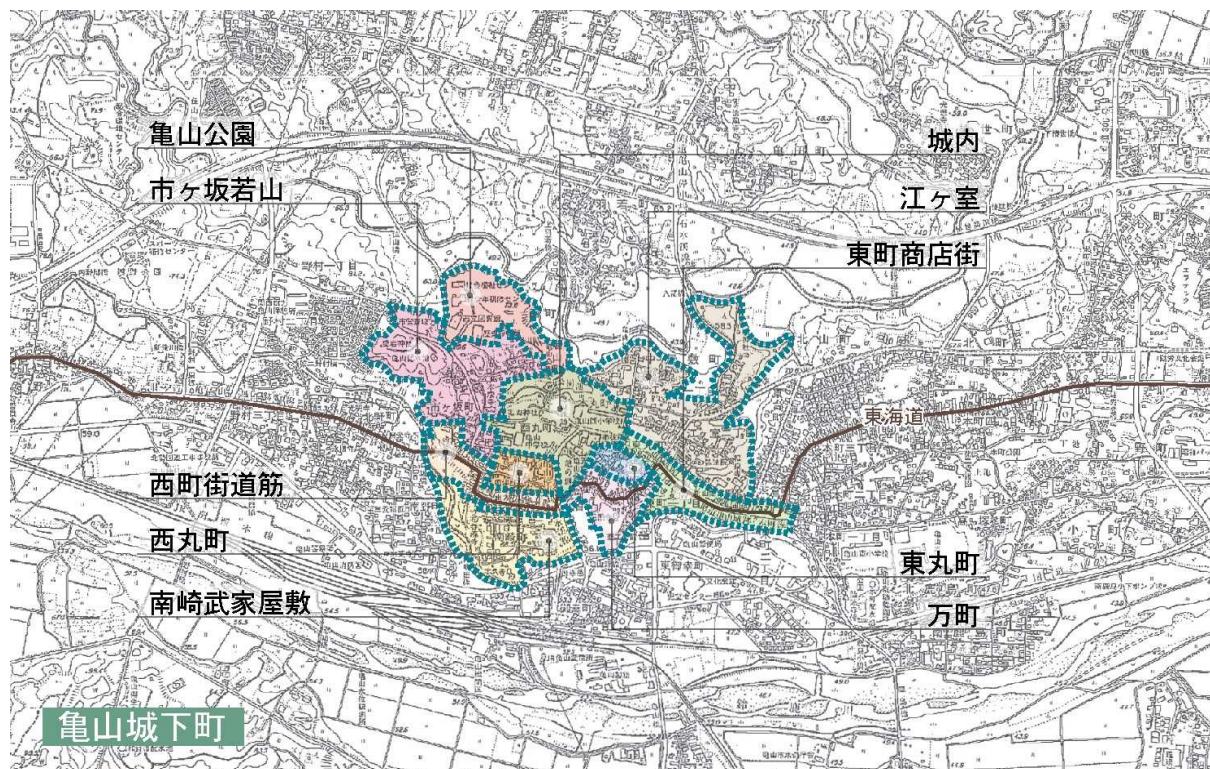
用途	住居系	屋根	向き	平入り
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	後退あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	あり	素材	和瓦
	種別	—		

南野武家屋敷

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、黒・灰色の色彩を用いた平入りの切妻屋根が多くみられます。また、武家地の特徴である前面に植栽等の外構を有している建築物が多くみられた。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	切妻
壁面の位置	後退あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	あり	素材	和瓦
	種別	—		

■亀山城下町



西町街道筋

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、和瓦を使用した平入りの切妻屋根が多くみられます。また、町人地の特徴である壁面が道路境界から後退していない建築物が比較的多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	切妻
壁面の位置	—		色彩	黒・灰色
外構	有無	—	素材	和瓦
	種別	—		

南崎武家屋敷

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、黒・灰色の色彩を用いた平入りの屋根が多くみられます。また、武家地の特徴である前面に石垣等の外構を有している建築物が多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	平入り
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	後退あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	あり	素材	—
	種別	—		

西丸町

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、黒・灰色の色彩を用いた切妻屋根が多くみられます。また、武家地の特徴である前面に外構を有している建築物や商業系建築物も比較的多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	切妻
壁面の位置	後退あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	あり	素材	—
	種別	—		

城 内

1・2階建の道路境界から後退している建築物が多くを占めており、フラット屋根で3・4階建の公共建築物も多くみられます。また、社寺等もみられます。

用途	—	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	後退あり		色彩	—
外構	有無	あり	素材	—
	種別	—		

市ヶ坂若山

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、黒・灰色の色彩を用いた平入りの屋根が多くみられます。また、武家地の特徴である前面に外構を有している建築物が多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	平入り
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	後退あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	あり	素材	—
	種別	—		

亀山公園

1・2階建の道路境界から後退したフラット屋根の公共建築物が多く占めています。また、植栽を有する建築物が多く、3・4階建の建築物も比較的多くみられます。

用途	公共施設	屋根	向き	その他
階数	1・2階		形式	フラット
壁面の位置	後退あり		色彩	不明
外構	有無	あり	素材	不明
	種別	植栽		

東丸町

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、和瓦を用いた屋根が多くみられます。また、町人地の特徴である道路境界から後退していない建築物が多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	後退なし		色彩	黒・灰色
外構	有無	—	素材	和瓦
	種別	—		

万 町

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、和瓦を用いた屋根が多くみられます。また、町人地の特徴である道路境界から後退していない建築物や商業建築物も比較的多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	—		色彩	黒・灰色
外構	有無	なし	素材	和瓦
	種別	—		

東町商店街

1・2階建の道路境界から後退している建築物が多くを占め、町人地の特徴を残しており、3・4階建、フラット屋根、商業建築物が比較的多くみられます。

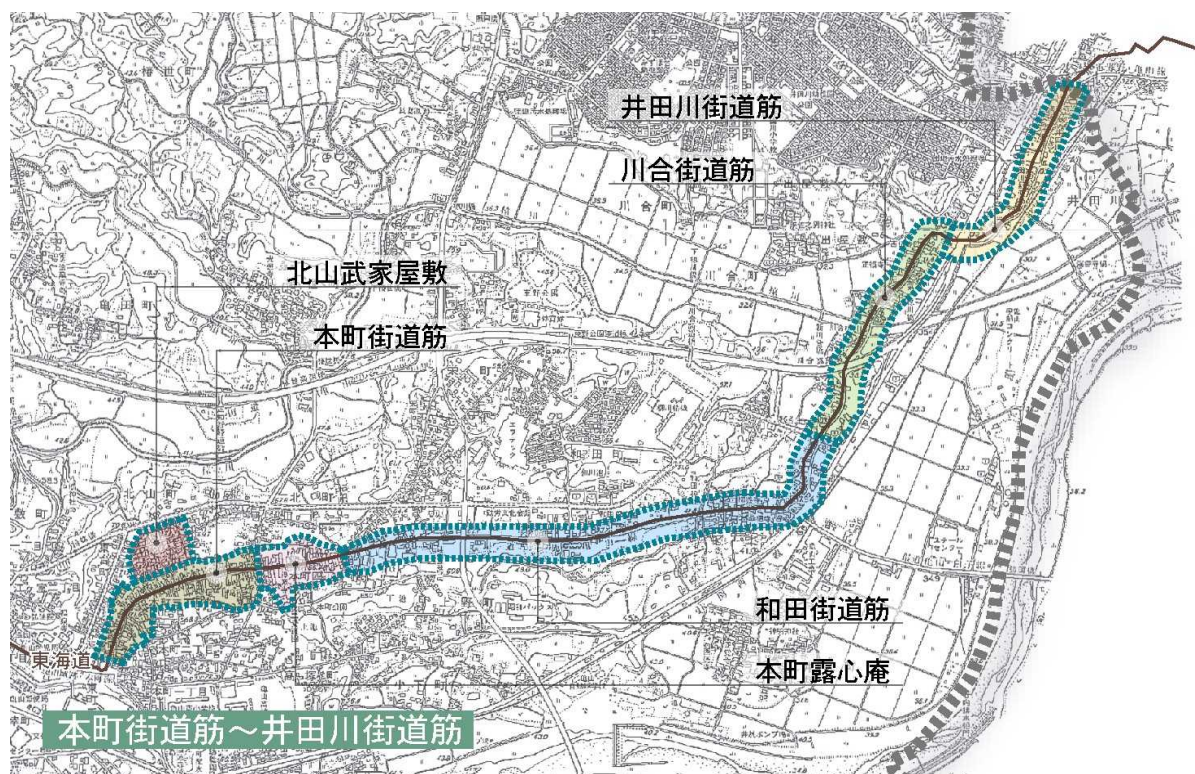
用途	—	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	後退なし		色彩	—
外構	有無	なし	素材	—
	種別	—		

江ヶ室

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、武家地の特徴である前面に外構を有している建築物が多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	後退あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	あり	素材	—
	種別	—		

■本町街道筋～井田川街道筋



本町街道筋

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、和瓦を使用した切妻屋根が多くみられます。また、町人地の特徴である壁面が道路境界から後退してない建築物が比較的多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	切妻
壁面の位置	—		色彩	黒・灰色
外構	有無	なし	素材	和瓦
	種別	—		

本町露心庵

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、黒・灰色の色彩を用いた切妻屋根が多くみられます。また、町人地の特徴である壁面が道路境界から後退していない建築物が比較的多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	切妻
壁面の位置	—		色彩	黒・灰色
外構	有無	なし	素材	—
	種別	—		

北山武家屋敷

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、和瓦を使用した平入りの切妻屋根が多くみられます。また、道路境界からほとんど後退しておらず、塀等の外構を設けている建築物が多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	平入り
階数	1・2階		形式	切妻
壁面の位置	なし		色彩	黒・灰色
外構	有無	あり	素材	和瓦
	種別	—		

和田街道筋

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、黒・灰色系の色彩を用いた屋根が多くみられます。また、道路境界から後退している建築物が多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	あり	素材	—
	種別	—		

川合街道筋

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、黒・灰色系の色彩を用いた平入りの屋根が多くみられます。また、道路境界から後退している建築物が多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	平入り
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	—	素材	—
	種別	—		

井田川街道筋

1・2階建の住居建築物が多くを占めており、和瓦を用いた屋根が多くみられます。また、道路境界から後退している建築物が多くみられます。

用途	住居系	屋根	向き	—
階数	1・2階		形式	—
壁面の位置	あり		色彩	黒・灰色
外構	有無	あり	素材	和瓦
	種別	—		

■市内の主要な視点場の例

【線の主要な視点場（例）】

NO.	主要な視点場	視対象	
			前景・背景
1	東海道	東海道沿いの歴史的町並み	—

【点の主要な視点場（例）】

NO.	主要な視点場	視対象	
			前景・背景
1	鈴国橋	鈴鹿川	鈴鹿山脈（山並み）
2	鈴鹿川堤防	鈴鹿川	鈴鹿山脈（山並み）
3	能褒野橋	安楽川	鈴鹿山脈（山並み）
4	フラワーロード	安楽川	鈴鹿山脈（山並み）
5	サンシャインパーク木製デッキ	高塚池	鈴鹿山脈（山並み）
6	中の山パイロット	茶畑(中の山パイロット)	鈴鹿山脈（山並み）
7	東野公園	東野公園	鈴鹿山脈（山並み）
8	坂下宿沓掛内道路沿	三子山	鈴鹿山脈（山並み）
9	小野ポケットパーク	関三山	鈴鹿山脈（山並み）
10	名阪工業団地内道路沿	関三山	鈴鹿山脈（山並み）
11	太岡寺囀	桜並木	鈴鹿川
12	加太梶ヶ坂国道 25 号沿	水沈橋	加太川
13	関町金場国道 25 号沿	鉄橋	加太川と山並み
14	太田地区安楽川堤防	農地（コスモス畑）	集落と鈴鹿山脈（山並み）
15	お城見庭園	旧亀山城多聞櫓	—
16	天神公園	旧亀山城多聞櫓と市街地	鈴鹿山脈（山並み）
17	旧亀山城多聞櫓	亀山城下町の町並み	—
18	観音山展望台	関宿の屋並み	関の山々（関富士、観音山）
19	鈴鹿峠自然の家	鈴鹿峠自然の家	鈴鹿山脈（三子山）
20	坂本棚田展望台	坂本棚田	鈴鹿山脈（山並み）
21	坂本棚田遊歩道	坂本棚田	鈴鹿山脈（山並み）
22	和賀公民館	農地と市街地	鈴鹿山脈（山並み）
23	常光寺	加太の集落	錫杖ヶ岳と布引山地
24	国分寺	亀山市一円	—
25	錫杖ヶ岳山頂	亀山市一円	—
26	亀山公園	公園	鈴鹿山脈（山並み）
27	みずきが丘第一公園（中央）	町並み	公園・街路
28	東町ふれあい広場	亀山市街地	鈴鹿山脈・布引山地（山並み）
29	鈴鹿川河川敷グラウンド	鈴鹿川	鈴鹿山脈（山並み）
30	あけぼの台児童公園	田園	鈴鹿山脈（山並み）
31	富士ハイツ公園	関宿の屋並み	—
32	大和橋小公園	鈴鹿川	鈴鹿山脈（山並み）
33	井田川農村公園	田園風景	鉄道・鈴鹿山脈（山並み）

【視点場からの眺め】

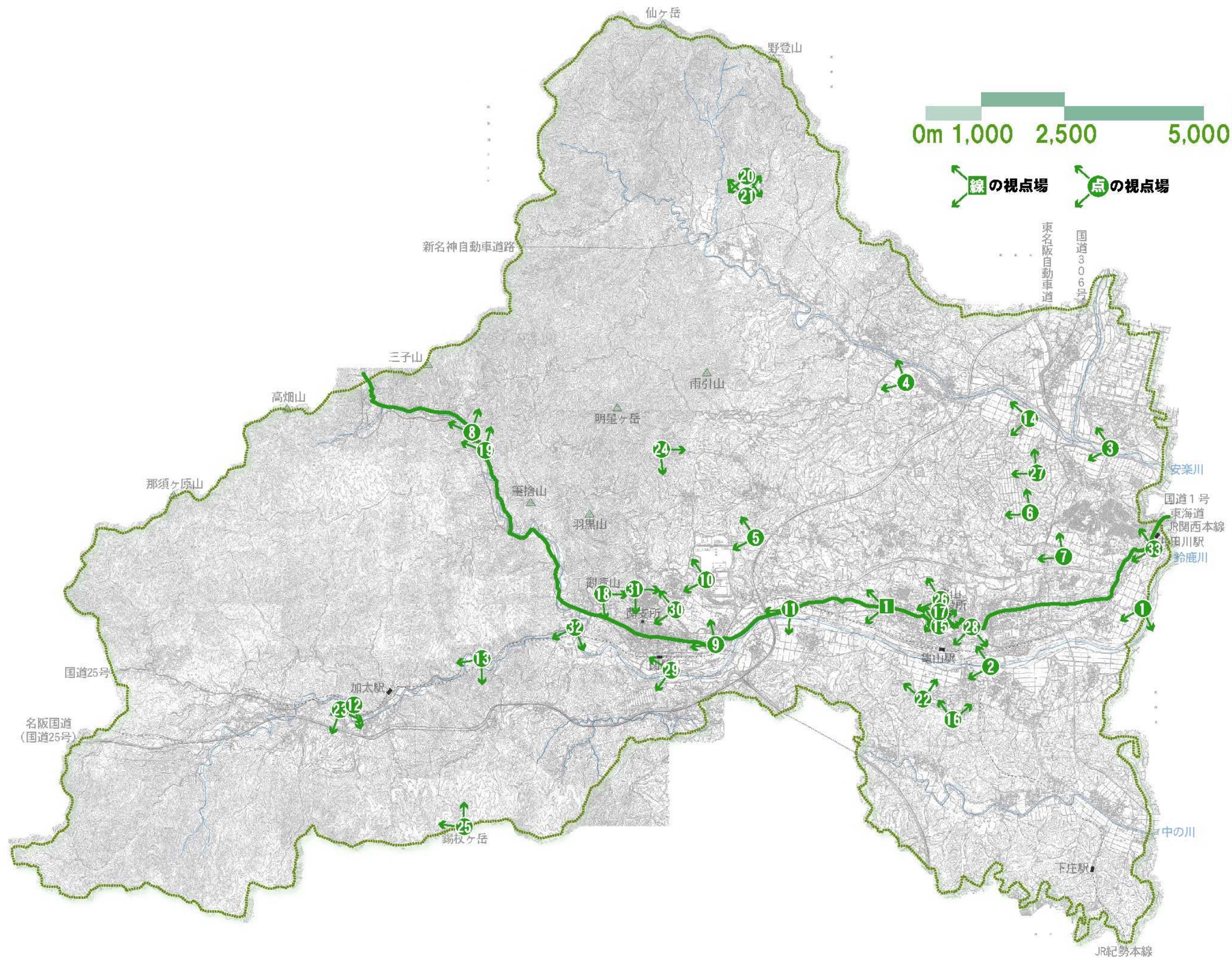
■線の視点場からの眺め

1	東海道(亀山宿) 	(関宿) 	(坂下宿) 
---	---	---	--

■点の視点場からの眺め

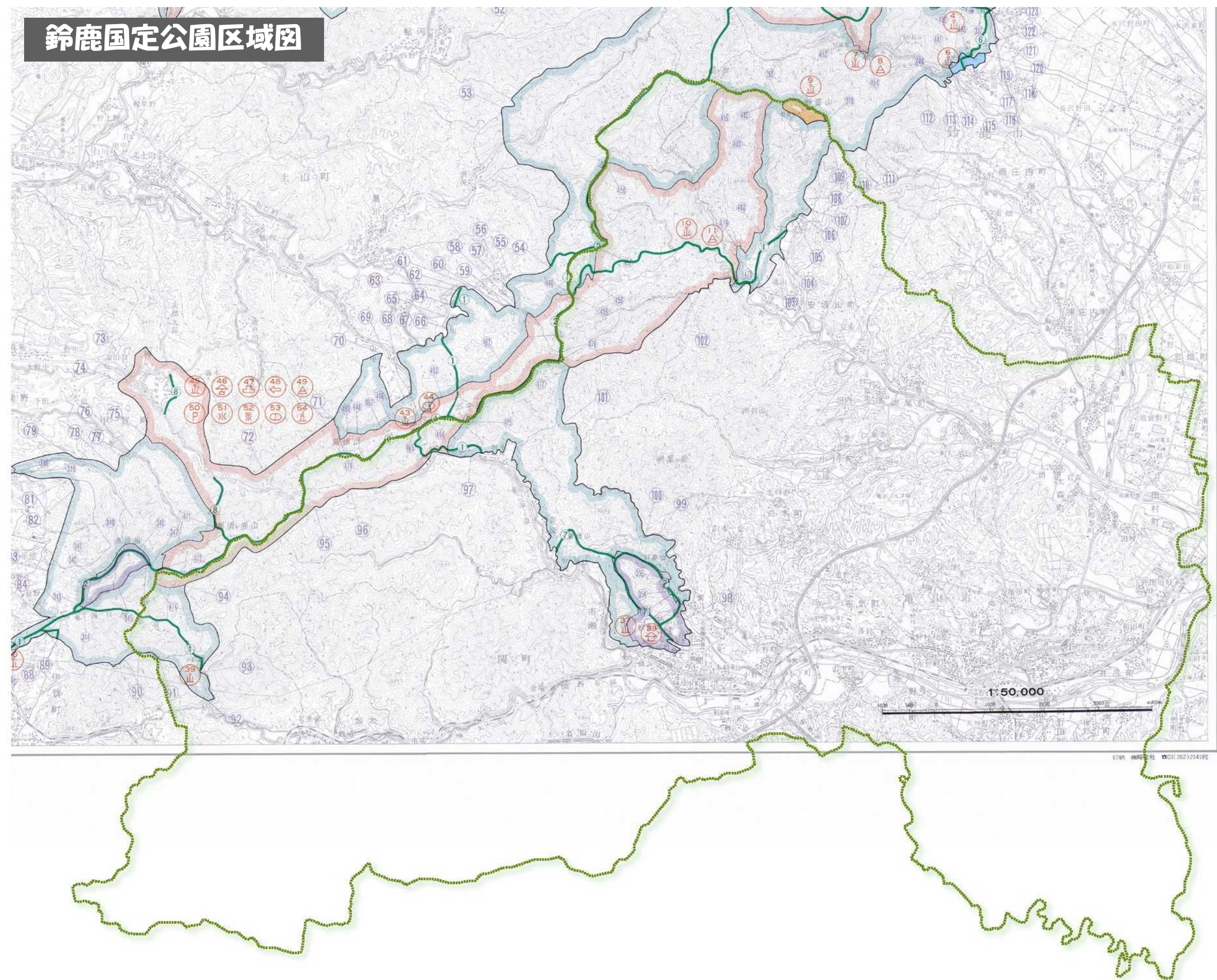
1	鈴国橋 	2	鈴鹿川堤防 	3	能褒野橋 
4	フラワーロード 	5	サンシャインパーク木製デッキ 	6	中の山パイロット 
7	東野公園 	8	坂下宿沓掛内道路沿 	9	小野ポケットパーク 
10	名阪工業団地内道路沿 	11	太岡寺囀 	12	加太梶ヶ坂国道 25 号沿 
13	関町金場国道 25 号沿 	14	太田地区安楽川堤防 	15	お城見庭園 

16	天神公園 	17	旧亀山城多聞櫓 	18	観音山展望台 
19	鈴鹿峠自然の家 	20	坂本棚田展望台 	21	坂本棚田遊歩道 
22	和賀公民館 	23	常光寺 	24	国分寺 
25	錫丈ヶ岳山頂 	26	亀山公園 	27	みずきが丘第一公園(中央) 
28	東町ふれあい広場 	29	鈴鹿川河川敷グラウンド 	30	あけぼの台児童公園 
31	富士ハイツ公園 	32	大和橋小公園 	33	井田川農村公園 



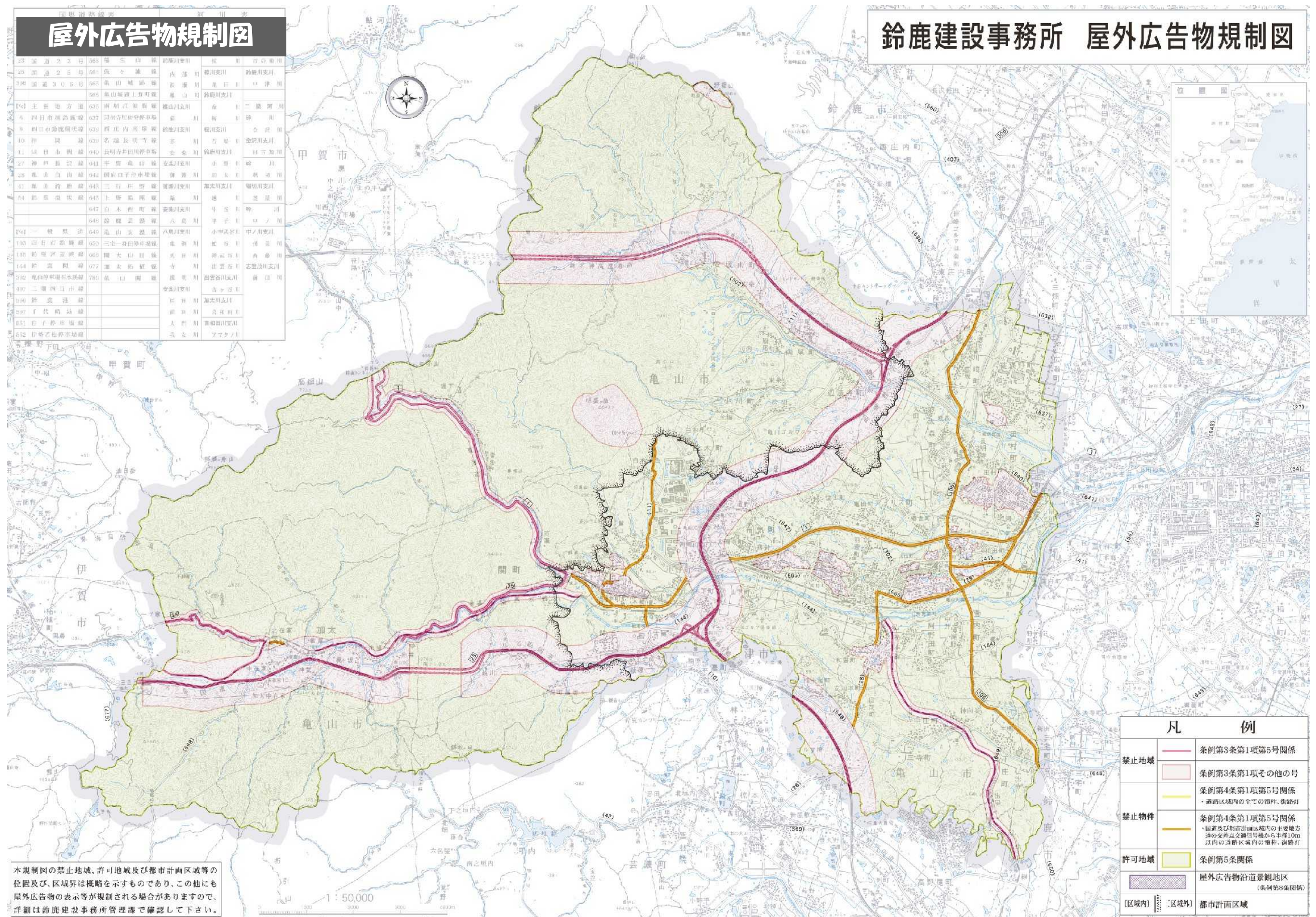
■景観形成に関連する各種法令による規制範囲図

保護計画凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
利用計画凡例	
	集団施設地区
	園地
	宿舎
	休憩所
	展望施設
	案内所
	野営場
	スキー場
	駐車場
	給水施設
	排水施設
	公衆便所
	汚物処理施設
	博物展示施設
	運動場
	車道
	歩道
	索道



鈴鹿建設事務所 屋外広告物規制図

屋外広告物規制図



本規制図の禁止地域、許可地域及び都市計画区域等の位置及び、区域界は概略を示すものであり、この他にも屋外広告物の表示等が規制される場合がありますので、詳細は鈴鹿建設事務所管理課で確認して下さい。



亀山市景観計画に定める景観形成基準解説書

Kameyama City Landscape Guideline

発 行 亀山市
編 集 建設部まちづくり計画室
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地
TEL 0595 - 82 - 1111（代） FAX 0595 - 82 - 9669
URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/>

古紙・パルプ配合紙を使用しています。